

面打井関考

MIYAMOTO, Keizo / 宮本, 圭造

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所 / The Nogami Memorial Noh Theatre Research Institute
of Hosei University

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

NOGAKU KENKYU : Journal of the Institute of Nogaku Studies / 能楽研究 :
能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

40

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

133

(発行年 / Year)

2016-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012833>

面打井関考

宮 本 圭 造

はじめに

近江を拠点に活動した面打井関家は、越前の出目家と並び、世襲面打の二大家系として能面史にすこぶる大きな位置を占めている。出目家の伝承を基にまとめられた『大野出目家伝書』『面打秘伝書』『仮面譜』が、いずれも戦国期から江戸初期に活躍した面打の家系として井関家を挙げていることも、井関家の存在が、出目家にとって無視できないものであったことを示していよう。その井関家の人物として、『仮面譜』は、上総介親信・次郎左衛門・備中掾・河内家重の四代にわたる系譜を掲げ、『大野出目家伝書』は、井関次郎左衛門上総介親信・備中家政・井関河内家重の三人の名を挙げている。従来の能面研究では、両書に見える系図をもとに井関家について論述されるのが常であったが、近年の研究によって、その系図には誤りが多く含まれていることが明らかになっている。すなわち、斎藤望氏の「面打井関家の系譜」(『彦根城博物館研究紀要』八号、平成九年)は、鞍打井関家の系譜資料に拠って、面打井関家の系譜の再検討を試みられ、田邊三郎助氏「面打ち・大光坊幸賢と近江井関」(『月刊文化財』四二七号、平成十一年)は、大光坊幸賢の新たな作例を紹介するとともに、井関家の多くの作品群を俯瞰して、能面史における井関家の位置

を明確にされている。これらの研究によって、井関家には『仮面譜』が伝える四代だけでなく、さらに多くの井関姓の面打が活動していたこと、『仮面譜』に見える四代は、必ずしも同一の家系ではなく、次郎左衛門家の系譜と十兵衛家の系譜をつなぎ合わせたものであるらしいことが徐々に明らかになってきている。しかし、井関家の系譜に関しては、依然として分からないことも多い。次郎左衛門家と十兵衛家との関係はもとより、歴代の生没年、活動時期についても、これまで十分な検討がなされていたとは言い難いのである。そこで、本稿では、井関家の現存作例を網羅的に検討するとともに、周辺の文献資料を博搜し、可能な限り具体的に、井関家の系譜を明らかにしていきたい。

一、井関上総守とその周辺

井関の現存作例のうち、最も古い年記を持つのが、土佐神社蔵の尉面である(写真①)。土佐神社には長宗我部氏の寄進と伝わる五十一面もの能面が所蔵されているが、水損の被害を受けたらしく、すでに彩色層が失われ、木地が剥き出しになっているものが多い。右の尉面もその例外ではないが、それゆえに、本来彩色層に隠れていたはずの墨書銘が露わになっており、作者についての重要な情報を伝えてくれる。今では、その墨書銘も擦れのために判読が困難になっているが、赤外線写真によって解読したものを次に掲げる。

江州坂田北郡

住人井関「上総守」

源 親信作也

于時享「禄」元年

八月十六日

右の墨書銘のうち、「」で括った箇所は、従来判読されていなかった箇所、あるいは判読に疑問符が付されていた箇所である。まず、二行目の「」は、墨書銘が額の皴の部分に重なっているために筆跡が明確でなく、これまでは判読不能とされていた。しかしながら、一字目は「上」の第一画目と第三画目が鮮明に残っており、「上」と見てまず間違いないであろう。また、その下の方は眼窩の部分にかかっているため、文字の存在が不明確であったが、角度を変えて撮影した赤外線写真によって、三字目が「守」であることがはっきりと確認できた(写真②)。その「守」の上の字は「総」と読むことが可能で、この部分は「上総守」と解読して差し支えないものと思われる。また、四行目の「」は木地の表面が擦れてしまっていて、墨書がほとんど確認できない。これまでは、井関家の活動時期から類推して「禄」と読まれていたが、斎藤望氏が前掲論文において注意を喚起したように、享禄元年(一五二八)に改元されたのは八月二十日であり、十六日の時点ではいまだ改元がなされていない



写真① 土佐神社蔵尉面

い点が大きな問題となる。「享徳」元年（一四五二）の可能性も考えてみなくてはならないが、享徳元年では十五世紀にまで遡ることになり、面打井関の活動時期からすると早すぎる。そのため、斎藤氏も通説の享禄元年に従うべきであろうとされる。首肯すべき見解といえよう。あらためて赤外線カメラで詳細に墨書を確認したところ、「享□元年」の四角部分に、「禄」の傍の下半分の筆跡がかるうじて確認できた。「徳」と読むのはかなり困難な書体であり、やはりここは「享禄元年」と読むべきなのであろう。斎藤氏が指摘された改元時期との矛盾については、いまだ明確な解答を見出し難いが、享禄と改元された後に、面制作の開始年月を遡って記した可能性を想定しておきたい。

いずれにせよ、この土佐神社蔵の尉面によって、井関上総守親信という面打の実在が確認される。そしてその井関親信は、『大野出目家伝書』『仮面譜』等が井関家の初代として名前を挙げている井関上総介親信に該当する人物と見て、まず間違いないであろう。「上総守」と「上総介」とで官途名に齟齬が見られるが、これは『大野出目家伝書』『仮面譜』が伝える「上総介」の名乗りを誤伝と見るべきで、「上総守」が正しいと思われる。井関「上総介」の官途名を記す戦国期の資料が皆無であるのに対し、井関「上総守」の存在を示す同時代資料が、他にもいくつか見られるからである。すなわち、中世文学の研究者として知られる笹野堅氏のノート「雑録」（法政大学能楽研究所笹野文庫蔵）の中に、「江北大光作」と刻銘のある小面の見取り図が収められている。その小面の木地上には「井関上総守四



写真② 土佐神社蔵尉面赤外線写真

男」の「西之坊恵鎮」が作った旨の弘治四年の墨書銘が記されており、この「江北大光」は後に詳述する面打・大光坊幸賢のことであるが、右の墨書銘に見える「井関上総守」が、土佐神社の尉面を作った井関親信と同人の可能性が高いのである。井関親信の官途名が「上総介」ではなく「上総守」であったことの有力な傍証といえよう。

さらにもう一つ、井関「上総守」に関わる重要な資料が存在する。広瀬良弘氏「戦国社会における禅僧・禅寺の授戒活動―近江浅井氏・美濃岩手氏とその家臣団を中心に―」（『禅と地域社会』、平成二十一年、吉川弘文館）に紹介される「徳昌寺戒帳」がそれである。徳昌寺は前身を医王寺といい、応永年間に大源派の禅僧、通峰を開山として建立された。通峰は世阿弥が参学した補巖寺竹窓の門弟にあたる。戦国期に入ると、徳昌寺は近江浅井氏や隣国美濃の岩手氏の外護を受け、同寺およびその関連寺院（徳昌寺四世盛庵正碩が開山となった禅幢寺など）で、浅井氏・岩手氏とその家臣への授戒会を度々行った。「徳昌寺戒帳」は、天文四年（一五三五）以降の三十二年間にこれらの寺院で開催された授戒会で戒名を授けられた四百二十一人の名簿であり、その授戒者として、戦国大名の浅井氏などと交じって、多くの井関姓の人物の名が見えるのである。「徳昌寺戒帳」の存在自体は、早く『近江国坂田郡誌』にその一部が翻刻されており、そこに井関姓の人物が散見することも既知の事柄に属するが、『近江国坂田郡誌』に所収の「徳昌寺戒帳」は記事の一部を抄出したもので、既に翻刻紹介されているものは全体のごく一部分に過ぎない。その未紹介の部分に、井関上総守をはじめ、井関家に関わる人物の名がさらに多く見出されるのである。そこで、「徳昌寺戒帳」に見える、井関家の人物と思しき分を全て抜き出し、授与された戒名、「戒帳」に記載の俗名、授戒年月日の一覧を以下に掲げる。

慶香

井関安房殿御内

天文四年十二月十五日

永恩

井関三郎兵衛殿御内

同

等鶴

井関七郎殿

同

寿芳

井関七郎殿母儀

同

昌永

御駒井関七郎次郎殿御内

同

理慶大姉

井関浄椿息女

同

永玉

井関次郎左衛門殿内

同

宗林

御菊井関兵衛三郎殿内

同

妙錦

井関与三郎殿母儀

同

寿昌

井関六郎次郎殿母儀

同

寿超喝食

井関七郎兵衛殿子息

天文六年九月二十八日

寿芳

井関七郎殿之母儀

天文十五年二月十八日(再授)

寿椿

同七郎殿之内

同

等鶴

井関七郎殿

同(再授)

永玉

井関次郎左衛門殿之内

同(再授)

寿鶴

同八郎兵衛殿之内

同

周光

井関八郎兵衛殿之女房達

同

昌源

井関右近殿之子息小法師殿

天文十六年八月九日

寿慶

井関源七殿之内

同

永寿

井関二郎三郎殿

同

宗才	井関備中殿之子息	弘治二年八月十五日
宗貞	備中守殿御内	永禄十一年二月二十一日
井関党宗俊	上総守殿	同
宗玉	上総守殿御内	同
慶瑞	次郎衛門殿	同
信堅	備中守殿	同

右に見える井関姓の人物については、後にあらためて考察することにしたが、ここでまず注目しておきたいのは、永禄十一年（一五六八）二月二十一日に授戒した人物の中に「井関党宗俊」を名乗る人物がおり、その俗名に「上総守殿」とあって、「井関上総守」の存在が確認されることである。井関家の授戒者が多く見える中で、この人物の戒名にのみ「井関党」の名が冠されているのは、彼が当時、井関家を代表する地位にあったことを物語るものであろう。そして、この「井関上総守」と、土佐神社蔵の尉面の作者・井関上総守親信との関係が注目されるが、永禄十一年と土佐神社蔵尉面が制作された享禄元年とでは四十年の開きがあり、同一人物とするにはいささか躊躇されるところである。「徳昌寺戒帳」に見える井関「上総守」は、井関上総守親信の次代にあたり、息子もまた親信の官途名である上総守を襲ったものと現段階では考えておきたい。

その「徳昌寺戒帳」と同じく、戦国期の井関家の人物の名が多く見える資料に、「伊富貴社奉加帳」「伊富貴大菩薩奉加帳」も挙げられる。表題の通り、近江伊吹社に寄進をした人々の名簿であり、『近江国坂田郡志』に翻刻が載るこれらの奉加帳にも、近江北郡の郷士の名が数多く記載され、戦国期の北近江の住人にどのような人物がいたかを知ることのできる好資料である。前者の「伊富貴大菩薩奉加帳」には、天文十年十二月に寄進をした人物として、井関

七郎次郎・井関七郎の名が、後者の「伊富貴大菩薩奉加帳」には、天文五年五月の寄進者として、井関上総・井関六郎次郎・井関七郎次郎・井関次郎左衛門尉・井関弥九郎・七条井関右近・七条井関下総守・井関兵衛三郎・井関女郎の名が見える。そして、この「伊富貴大菩薩奉加帳」にも、寄進者の一人として「井関上総」の名が挙がっている。右は、年代からして、井関上総守親信と同一人物と見て差し支えないであろう。しかも、この「井関上総」の寄進額は「五百文」で、井関一党の中で群を抜いて多い額であるばかりでなく、全ての寄進者の中でも最上位に位置する額となっている。井関一党で「井関上総」に次ぐのは、「式十疋」を寄進している「井関次郎左衛門尉」「井関下総守」の二人であるが、このことは、井関が近江北郡の有力な郷士であって、「井関上総」がその井関一党を代表する地位にあった事実を物語っているのである。

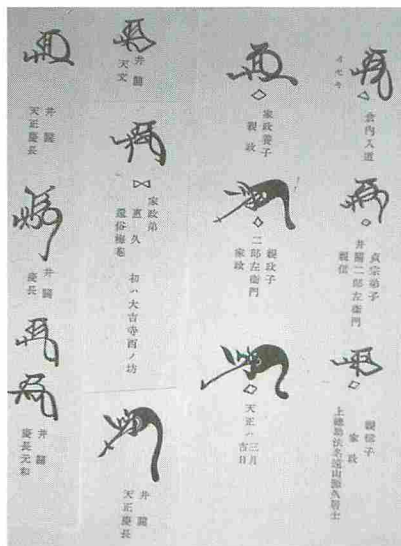
二、井関上総守以後の系譜

その井関親信以後の系譜については、明確な資料が伝わらない。『仮面譜』は親信の次代として次郎左衛門、さらに次代として備中掾の名を挙げているが、この系譜がほとんど信頼に足るものでないことは、斎藤望氏が指摘する通りである。そのような中で、多くの研究者が、年代等の状況証拠から見て井関親信の後継者の作ではないかと見ているのが、篠山能楽資料館蔵の般若面である。この面には、剥落した彩色の下の木地に「江州北郡住／井関親政作」「永禄元年壬六月吉日」の墨書が、また面裏の鼻の部分には「◇」の細工印があり、井関親政の作と知られるものである。墨書のうち「永禄」の箇所は、木に欠損があったらしく、後世、その部分に補材が嵌めこまれており、現状の墨書は大部分がその補材の上に書かれていて、墨書の信憑性にはやや疑問も残されているが、オリジナルの木地上に僅かに残る墨書の筆跡は、「永禄」の文字の一部と見て何ら差し支えないものであるし、永禄元年には確かに閏六月

があつたことから、この年記は十分に信頼に足るものといえよう。その作風も、永祿のものと見て何ら矛盾がない。もつとも、この井関親政なる人物が『仮面譜』に井関家の二代目として見える「次郎左衛門」と同一人物かどうかについては、なお検討の余地を残している。そもそも、喜多古能の『仮面譜』は井関家の初代を上総介親信、二代目を次郎左衛門としているが、これはもともと『大野出目家伝書』に「河内四代の祖を井関次郎左衛門上総介親信と云ふ」とあるのに基づく記事らしく、その『大野出目家伝書』には、井関親信が次郎左衛門を名乗っていたことは見えるものの、二代目の名乗りについては全く言及がないのである。井関親信の名乗りが「次郎左衛門」であつたとしても、その息子も同じく次郎左衛門を名乗っていた可能性は高いといえるが、息子の次郎左衛門と般若面を作つた井関親政とが同一人物であつた確証も、また親政の名乗りが次郎左衛門であつたことを伝える確かな資料も、何一つ残されていない。

その親信以後の井関家の系譜を明らかにする上で大いに参考になると思われるのが、『日本馬術史』（昭和十六年、大日本騎道会）第十四篇「馬具」所載の鞍打井関の花押集である。これはすでに斎藤氏が前掲論文において面打井関家と鞍打井関家との関連を示す資料として着目されたものであるが、下にその一部分を引用して掲載することにした（写真③）。

ここには鞍打井関家が馬鞍に記した花押や細工印などとともに、代々の系譜に関する情報が見える。^(一) 鞍打井関家の



写真③ 『日本馬術史』所収鞍打井関家花押

系譜を知る上できわめて貴重な資料であるが、残念ながらその依拠資料の名称・所在については記載がなく、何に拠ったのかは不明である。しかしながら、小浜市立図書館井家文庫蔵『鞍打印形』所載の「形内三十二人内井関十一代」にも、同じく鞍打井関家の花押を集めた同様の記述が見え、おそらくこれと同じく江戸期に編纂された鞍打の花押を集めた書物に基づいて書かれたものである。その『日本馬術史』に、「貞宗弟子」として見える「井関二郎左衛門親信」が井関上総守親信に該当するのではないかと思われる。『鞍打印形』には、同じ花押について「貞宗ノ伝 永正ノ頃 井関」と書かれており、年代的にも符合する。

ここで注目しておきたいのは、この「井関二郎左衛門親信」の次に、「親信子／家政／上総助法名遠山源久居士」の花押が見えることである。すなわち、鞍打関係の資料によれば、井関親信の次代は、親政ではなく、家政であったことになる。一方、親政の名は家政の次に見え、「家政養子／親政」と記されているから、井関親信から数えて三代目にあたる人物ということになる。つまり、井関親信―家政―親政というのが、鞍打関係資料が伝える井関家の系譜であったことになる。^(三)

これに対し、面打関係の資料にも、井関家政なる人物の存在を伝えるものが散見する。その一つは『大野出自家伝書』であり、そこには「河内四代の祖を井関次郎左衛門上総介親信と云ふ(中略)、入道して休心と号す、河内の親備中は名乗家政といふ」と記されており、江戸初期に活躍した井関河内の親として家政の名が見える。鞍打関係の資料が伝える「親信子」の「家政」とは年代が合わないが、井関次郎左衛門親信の系譜を引く人物として家政の名が挙がっている点は注目されよう。また、観世文庫蔵『諸家花押控』(謡本や面・鼓胴などに見える能役者等の花押を書き写した控帳)にも、「井関次郎左衛門ノ判／家政(花押)」の署名・花押が転記されている(写真④)。これは恐らく能面の裏に記されていた銘を書き留めたものと思われるが、ここからも井関家政なる面打の存在が窺われ、しかも、そ

の名乗りが次郎左衛門であったことが知られる点も注目に値しよう。すなわちこのことは、家政が井関次郎左衛門親信の系譜に連なる人物であったことを示唆するのである。特筆すべきは、『諸家花押控』に見える井関次郎左衛門家政の花押が、『日本馬術史』に「親信子／家政」のものとして挙がっている花押と形状が類似している点である。小浜市立図書館蔵『鞍打印形』に見える同人の花押は、『諸家花押控』のそれに、より一層酷似しており(写真⑤)、面打の井関次郎左衛門家政と、鞍打井関親信の子家政とが同一人物である可能性はかなり高いと見てよからう。その家政の活動期について、『鞍打印形』が「天文ノ比」と記していることも注目される。

鞍打関係の資料は、この家政の養子にあたるのが親政である、とする。家政と親政の関係については確かな資料が見当たらないが、栗原信充の『鞍鎧新書』巻四「鞍鎧工譜」(内閣文庫蔵)に「井関次郎左衛門親政ハ親信の次男にして家政の弟なり」とあること、また同人の『武器袖鏡』所載の鞍打井関家系譜にも、「井関二郎左衛門家政」の次代として「二郎左衛門親政」の名が見え、その傍らに「為兄子嗣業」とあることが、斎藤氏によって報告されている。『鞍鎧新書』『武器袖鏡』はいずれも親信・家政・親政の三代を江戸前期の人物とするなど、

写真④ 観世文庫蔵『諸家花押控』所収の井関家政花押

写真⑤ 小浜市立図書館蔵『鞍打印形』(右から二つ目が井関家政のものと思われる花押)

その記述内容には多くの矛盾が含まれているが、親政が家政の養子であったことは『日本馬術史』などにも見えるところであり、家政と親政の關係に關して言えば、おおむね事實を伝えていると見てよいのではなからうか。後に紹介する資料にも、それを思わせる記述がある。家政と親政はともに井関親信の子供であり、弟の親政が兄家政の養子となり、後を継いだものと考えておきたい。

前述の「伊富貴大菩薩奉加帳」には、天文五年（一五三六）の寄進者として、「井関上総」とともに「井関次郎左衛門尉」の名が見えるが、以上の諸説を総合すると、「井関上総」が親信、「井関次郎左衛門尉」が家政に該当することになる。そしてこの井関次郎左衛門は、「徳昌寺戒帳」によれば、天文四年の時点ですでに妻を持っていた由が見えるから、逆算すると、その生年は、おおよそ永正年間（一五〇四～一五二二）あたりに求めることが出来よう。後述の如く、井関上総守親信の四男が永正八年（一五一一）の生まれであつて、その兄と目される井関次郎左衛門家政の生年がこれ以前であるのは間違いないから、永正初年頃の生まれの可能性がもっとも高いといえよう。なお、「徳昌寺戒帳」の永禄十一年（一五六八）の授戒者の中に「井関党宗俊」として「上総守」の名が見えるのは、先の井関上総守親信では年代が合わず、井関次郎左衛門家政を指すものと思われる。親信の没後に、父の官途名「上総守」を襲つたのであろう。同じ日に「上総守殿御内」も授戒して「宗玉」という戒名を授かつている。天文四年に授戒した「井関次郎左衛門殿内」の戒名がすなわち「永玉」で、両者の戒名は「玉」字が共通する。夫が授戒した際に、自らも再授して、もともと授かつていた戒名の一字を活かした新たな戒名を授かつたものと想定しておきたい。

一方、井関親政については、生没年を知る手がかりが残されていない。鞍打關係の資料が伝えるように、親政が家政の弟であり、その後、家政の養子となつていたとすると、両者の年齢には少なくとも十五歳近い開きがあつたと見るのが自然であらう。井関家政の生年が永正初年で、親政がこれより十五歳ほど年少であつたとした場合、永正十五

年（一五一八）頃の生まれとなるが、その永正十五年を親政の生年と仮定すると、般若面に墨書銘を記した永禄元年（一五五八）には四十一歳であり、年代的にも大きな矛盾がない。また、後述の『浅井・三田村氏系図』には、井関家政や「西坊幸」（西坊幸賢のことか）の弟として「親政 八曲」の名が見えるが、この「親政 八曲」が永禄元年の般若面の作者、井関親政と同人かと考えられており、同時に親政が「八曲」と名乗っていたことをも示唆している。

「八曲」については、伊夫岐神社蔵の慶長十年（一六〇五）制作の獅子頭に「此御し、かしら者／井関次郎左衛門尉入道八曲作之者也」と銘記があることが知られており、従来はこれも親政の作とされているが、この「井関次郎左衛門尉入道八曲」が親政であるとした場合、当時の親政の年齢は八十代後半となってしまう。家政と親政の年齢差が実際には二十歳以上あったか、あるいは右の獅子頭の作者「八曲」は親政ではなく、その子供であって、父祖の名乗りである次郎左衛門を襲名し、同じく八曲を名乗っていたかの何れかであろう。年代的な関係から見ても、後者の可能性がより高いと今のところ考えているが、ともあれ、井関親信・家政・親政の関係についてまとめれば、井関親信の後は永正初年頃生まれの息子、次郎左衛門家政が継承し、さらにその後は、家政の弟の親政が継いで三代目となったとするのが最も妥当な考えだと思われるのである。

なお、鞍打関係の資料のうち、栗原信充の『武器袖鏡』は、井関親政の子供として井関次郎左衛門家親の名を挙げ、また、鞍打から幕府の旗本となった井関家の系図（寛永諸家系図伝）『寛政重修諸家譜』等は、井関親政の次代として、井関猪兵衛親義の名を挙げる。一方、『日本馬術史』所載の鞍打井関家の花押集は、井関親政の子として二郎左衛門家政の名を挙げている。井関親政には複数の子供がいた可能性があるから、二者択一で考えるべきではなからうが、ここで注目しておきたいのは、『日本馬術史』が親政の子として「二郎左衛門家政」の名を挙げていることである。二郎左衛門家政のものとと思われる花押には「天正八三月吉日」の注記が見られるから、天正頃の人物と思しく、

従って、この家政は井関親信の子の家政とはまた別人ということになる。年代的にも親政の次世代の人物とするに矛盾はなく、親政の子に家政という人物がいた可能性は十分にある。『武器袖鏡』所載の井関親信・家政・親政の系譜に様々な混乱が見られるのは、井関家政を名乗る人物が僅か二代を隔てて二人いることに、原因の一つがあるのではなからうか。さらに注目すべきは、『日本馬術史』が二郎左衛門家政のものとして挙げる花押が、神戸市立博物館蔵の南蛮人蒔絵鞍にも見えることである。そこには「慶長九 七月吉日 於越州北庄」「花押」井関造之」と墨書があり、仮にこれが二郎左衛門家政の墨書銘であるとする、彼は天正から慶長期に活動し、慶長九年には越前福井にいたことになる。そして、この人物との関わりが想定されるのが、鍔仙会蔵曲見面の面裏に「井関／家政／直之」と墨書している「井関家政」である(写真⑥)。

この曲見面は墨書銘に「直之」とあるように、井関家政によって手直しがなされた面で、しかも現状の彩色は後代の塗り替えであるため、井関家政その人の個性的な作風をそこから窺うことは難しいが、これまでのところ、井関家政の作例として知られる唯一のものである。その「井関」という文字の筆跡は、慶長九年の南蛮人蒔絵鞍の「井関造之」と、非常によく似ている。「井」字の三画目を、曲見面の墨書では左に大きく払うのに対し、南蛮人蒔絵鞍の墨書では真っ直ぐ下におろすなど、いくつか相違点も見られるが、こうした相違点はいずれも筆者のその時々気分によって変化しうる程度のものであって、両者が同一人物の筆であると見るのに大きな障害はないと考えられよう。「造之」「直之」という漢文調の銘記の手法も共通する。この「井関／家政」が井関

写真⑥ 鍔仙会蔵曲見面の井関家政の墨書銘

上総守親信から数えて四代目にあたる人物で、その活動期はおよそ天正から慶長期にかけてであったと見ておきたい。そして、前述の伊夫岐神社蔵の獅子頭に見える慶長十年の「井関次郎左衛門尉入道八曲」は、年代からいって、この井関次郎左衛門家政と同人の可能性が高いと私は考えている。

三、大光坊幸賢と井関家

前節では、井関上総守親信に家政と親政という息子がおり、ともに鞍打・面打として活動していたことについて見てきたが、その井関親信には他に大光坊幸賢という息子もいたようである。

大光坊幸賢は、『面打秘伝書』『仮面譜』に、越前の面打三光坊の弟子として見え、大野出目家の祖・出目は閑の師と位置付けられていることから、長らく出目家と関係が深い面打と考えられていた。しかし、昭和五十四年に発表された田邊三郎助「面打ち——能面作家考——」（『月間文化財』一八七号）が、上杉家伝来の宝来女面（東京国立博物館蔵）に「井関大光坊作」と刻銘があること、滋賀県長浜市浅井町岡谷の春日神社の本地仏、地藏菩薩立像の足裏に「江州北郡草野庄／大吉寺住僧／大光坊幸賢／持藏之者也」の墨書銘と天文十二年の年記があることを指摘して以来、大光坊幸賢は近江井関家に連なる面打と考えられるようになっていく。その後、「江北大光作」の刻銘を持つ尉面・飛出面の作例が報告され、その彩色下にはともに江州北郡大吉寺の住僧である由を示す墨書銘が見られることから、面打の大光坊幸賢が浅井町の天台寺院大吉寺の僧侶であったことが確認されるに至り、また、斎藤望氏が前掲論考において、『日本馬術史』の鞍打井関の花押一覽に、右の大光坊作の尉面・飛出面と同じく「」の細工印を用いる鞍打として、「家政弟／恵久 初ハ大吉寺西ノ坊／還俗梅庵」の名が見えることを指摘し、鞍打井関の一族にも、大吉寺の住僧となり恵久を名乗った人物がいたことが明らかになっている。

ここであらためて従来知られている大光坊幸賢の作例を挙げると次の通りである。

①兵庫県柏原町・八幡神社藏尉面

中村保雄氏「中世仮面と宗教および権力者」(『芸能史研究』九十九号、昭和六十二年)においてはじめて紹介されたもの。面裏に「江北大光作 ㊀」と刻銘がある。額部分の彩色下に「衆人(梵字タラーク)愛敬」、左側面部の彩色下に「江州北郡大吉寺西之坊住持／恵鎮(花押)」の墨書銘がある。「西之坊住持」の墨書は肉眼では判読が困難であるが、平成十三年に味方健氏・見市泰男氏とともに赤外面像調査を行った際、新たに確認した。

②片山能楽保存財団藏飛出面(写真⑦)

田邊三郎助氏「面打ち・大光坊幸賢と近江井関」においてはじめて紹介されたもの。面裏に「江北大光作 ㊀」と刻銘がある。左側面部の彩色下に「江州北郡大吉寺西之坊幸賢作／四十七歳ノ造也」、右側



写真⑦ 片山能楽保存財団藏飛出面

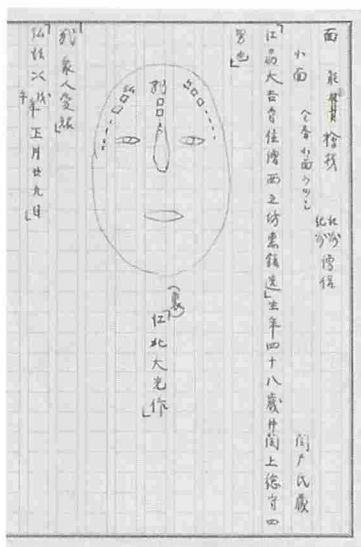
面部の彩色下に「于時弘治参年十一月十三日」と墨書銘がある。

右の二例は、すでに田邊氏が詳述するように、面裏の彫りや刻銘の書体が酷似し、ともに同一人の作の可能性が高いものである。他に、竹生島宝厳寺蔵の「大光作」 $\times$ と刻銘のある尉面、東京国立博物館蔵の「井関大光坊作」の刻銘がある宝来女面の存在が報告されているが、前者は鉤目をほとんど残さぬ面裏の彫りが右の尉面・飛出面とやや類似するものの、「大光作」 $\times$ の刻銘は弱々しい書体で、右の二面と筆跡も異なることから、同一人の作とは考え難く、後者もまた、「井関大光坊作」の刻銘が右の二面とは文字も書体も大きく異なり、やはり別人の作と見るのが妥当な作例である。従って、今のところ、大光坊幸賢の確実な作例としては、右の尉面と飛出面とが知られるのみということになる。このうち飛出面には、弘治三年（一五五七）、四十七歳で作った由が記されており、そこから逆算して、大光坊幸賢の生年が永正八年（一五一二）であったことが判明する。前記の春日神社本地仏に「大光坊幸賢」が墨書銘を記した天文十二年には三十三歳であり、両者が同一人物であるのは確実といえよう。

その大光坊幸賢は井関上総守の四男であった。すなわち、拙稿「能面史逍遙（二） 笹野堅著『狂言之面』と大光坊」（京都観世会館『能』、平成二十年八月）で、未公刊に終わった笹野堅著の稿本『狂言之面』に、名古屋の関戸氏旧蔵の「江北大光作」と刻銘がある小面についての言及があり、そこに「井関上総守四男也」と墨書銘が見えることを紹介し、大光坊が井関上総守の四男であったことを明らかにしている。この面の現在の所在は不明だが、笹野堅氏の研究ノート『雑録』にもその見取り図が収められていて、墨書銘の概要を知ることが出来る（写真⑧）。面裏に「江北大光作」、表面の左側部に「江州大吉寺住僧西之坊惠鎮造／生年四十八歳井関上総守四男也」、額部に「梵字衆人愛敬」、右側部に「弘治四戊午年正月廿九日」とあり、面裏は刻銘、表面の銘記はいずれも彩色下に書かれた墨書銘

と推測される。「 $\square$ 」の細工印の有無については不明だが、一見して、先の尉面・飛出面の墨書銘と類似のものであったことが明らかであろう。飛出面の翌年の作であり、当時四十八歳という年齢も符合する。大光坊幸賢の真作であったと見てよいであろう。注目されるのは、その銘記に「井関上総守四男也」と見えることである。この「井関上総守」は、年代から言って、井関上総守親信のことかと思われるが、その四男にあたる大光坊幸賢が永正八年の生まれであるという点から、父の上総守の年齢もおおよそ推定することが可能となり、永正八年当時、上総守の年齢が二十代後半であったとすると、その生年は文明末年頃と想定することが出来る。

現在、大光坊幸賢作の能面として確認されているのは、現存不明の小面も含め、僅か三例に過ぎない。しかしながら、大光坊との関連が想定される作例を、他にもいくつか指摘することが出来る。その一つは、菅江真澄『月の羽路』に言及されている大曲の金剛院所蔵の飛出面で、後藤淑氏も『中世仮面の歴史的・民俗学的研究』（昭和六十二年、多賀出版）の中で取り上げられている。この面は現存しないらしいが、『月の出羽路』に絵入で紹介されているところによると、彩色下に「江州大吉寺四位中納言殿作り／浅井新九郎殿、依所望於今春座□／水トヒテ以如此造申し候／天文八年六月吉日」と墨書銘が書かれていたという。この墨書銘から、近江大吉寺の人物の作と知れるが、作者の名前の下に「殿」の敬称が用いられており、「大トヒテ」のことかと思われる面の名称を「水トヒテ」とするなど、不審な箇所が散見し、誤読を多く含むようである。もともと墨書銘が薄くなっているなどして、判読が困難な状況に



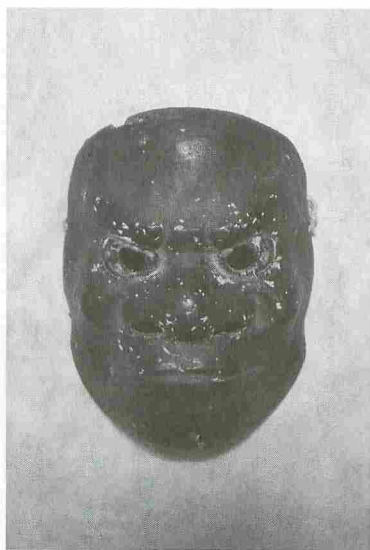
写真⑧ 笹野堅稿『雑録』所収の大光坊作小面

あつたのであろう。その前提に立つて、改めて墨書銘を見直す必要があるのではないかと思われる。例えば、右に「四位中納言」とある作者の名は、「西之坊幸賢」を読み誤った可能性がありはしまいか。片山家能楽保存会蔵の飛出面には「江州北郡大吉寺西之坊幸賢作」と墨書銘があり、「北郡」や「殿」字の有無の相違は見られるが、「四位中納言」を「西坊幸賢」の誤読とすると、両者はかなり類似する墨書銘を持つことになるのである。「西」の最初の二画を見落とせば、「四」と読み誤る可能性は十分にあるし、「幸」の字も、縦線に注目して判読すれば「中」と誤読されかねない。また、「賢」の冠と脚を解体し、冠を「納」、脚の「貝」の字を「言」と誤読した可能性が考えられよう。

片山家能楽保存財団蔵の飛出面では、面の右側面部に作者銘を、左側面部に年記銘を記すのに対し、大曲金剛院蔵の飛出面は右側面部に作者銘と年記銘の両方を五行にわたって記すなど、相違点も見られるが、前者が弘治三年の作であるのに対し、後者はこれを遡ること十八年の天文八年の作であり、その間に墨書銘の記し方に変化があつたことは十分に考えられる。天文八年当時、大光坊幸賢は二十九歳であり、年代的にも矛盾がない。右の墨書銘によれば、この面は「浅井新九郎殿」の所望によつて作られたものという。この「浅井新九郎殿」は江北の戦国大名浅井新九郎久政を指す。「於今春座□／水トヒテ以如此造申し候」とあるのは、一部誤読を含むらしく、文意のやや取りづらいくところもあるが、金春座の飛出面の写しを制作したことを意味するらしい。法政大学能楽研究所蔵の観世国広太鼓伝書には、「天文廿弐年二月六日 観世座与左衛門尉国広在判／浅井左兵衛尉殿参」と奥書があり、観世与左衛門国広が浅井左兵衛尉に太鼓伝書を相伝していた事実が知られるが、この浅井左兵衛尉が久政のことであり、浅井久政が能に強い関心を抱いていたのは確からしい。金春座の面の写しを自ら所望することも、十分に有り得たのではないかと思われる。天文三年には、浅井久政の父亮政が小谷城の清水谷の居館に、近江北三郡の守護、京極高清・高延父子を饗応し、能を催しているが、この時の能を勤めたのが金春座傍系の猿楽・宮王座で、宮王太夫・宮王三郎・宮王与四郎

らの役者が出演した。その宮王太夫などを介して、金春座の面の写しを依頼した可能性も想定されよう。先に紹介した関戸氏蔵の大光坊作の小面も、何に拠って書かれたものかは不明ながら、笹野堅氏はこれを「金春小面ウツシ」としており、大光坊が他にも金春座の面の写しを制作していた可能性が示唆されるのである。

その他、大光坊幸賢との関連が予想される面として、石川県加賀市の本村井神社に所蔵される毘沙門面を紹介しておきたい。これは縦20・4×横15・7×高8・6cmの狂言面で、後世に彩色が厚く塗られ、本来の造形を失っているが、面裏に「江州浅井郡大吉寺住／西ノ坊／恵久法印作／毘沙門／六十四歳時／於不動山／天正二年三月五日」との朱漆書銘があり、大吉寺西之坊恵久法印の作と知られるものである(写真⑨⑩)。この恵久法印は、『日本馬術史』の鞍打井関の花押集に「家政弟／恵久 初ハ大吉寺西ノ坊」とある大吉寺西之坊の「恵久」と同人かと思われる。『日本馬術史』によれば、恵久は大光坊幸賢と同じく「 $\boxtimes$ 」の刻印を用い、また、ともに大吉寺西之坊の住持であった点から、大光坊幸賢ときわめ



写真⑨ 本村井神社蔵毘沙門面



写真⑩ 同面裏

て近い関係にあったことが予想される。柏原八幡神社蔵の尉面や関戸氏旧蔵の小面の墨書銘に、大光坊幸賢の法名が「恵鎮」とあることからすれば、その恵鎮の後を継いで西之坊の住持となったのが恵久法印であったとも考えられるが、右の毘沙門面の銘には、恵久の年齢が天正二年（一五七四）当時六十四歳とあって、永正八年（一五一二）生まれの大光坊幸賢と同年齢である点が注目される。恵久と大光坊幸賢とが同一人物であった可能性も想定されよう（恵鎮が法印位に就いて後に恵久と改めたか）。従来知られている作例によると、大光坊幸賢の銘記は全て彩色下に墨書で記されているが、一方の毘沙門面では面裏に朱漆で書かれており、銘記の方法に相違が見られる。また、その筆跡も同一人とは認めがたいが、毘沙門面の朱漆書は後人が書いたもので、もともと彩色下に墨書銘として書かれていた文面を、後世、彩色の塗り替えが行われた際に、面裏に転記したと考えれば、上記の矛盾もひとまず解消しよう。毘沙門面に「㊦」の刻印が用いられていない点や、大光坊幸賢の墨書銘では「江州北郡」とあるのに、毘沙門面では「江州浅井郡」と記すなど、若干の疑問点は残されているが、『日本馬術史』によれば、恵久も同じく「㊦」の刻印を用いたとあり、大光坊幸賢と毘沙門面の作者「恵久」とが同一人物であった可能性は高いといえる。また、『日本馬術史』では、恵久を「家政弟」としているが、先の考証のごとく、井関家政が上総守親信の子であったとすると、大光坊幸賢は家政の弟にあたり、恵久と大光坊幸賢とが同人であったことを裏付ける一つの傍証となろう。毘沙門面の面裏の彫りにも、大光坊幸賢作の尉面や飛出面との共通点が少なからず認められる。

大光坊幸賢が住持を務めていた大吉寺は、元龜三年（一五七二）、織田信長の兵火に罹り、壊滅的な被害を受けた。かつては五十坊を構える大寺院であった大吉寺も、江戸中期には僅か僧坊一字を残すのみとなっていたという。従って、毘沙門面が作られた天正二年には、すでに西之坊も焼失していた可能性が高い。朱漆書銘に「大吉寺住／西ノ坊」とあるのは、恵久法印の本籍を示すに過ぎず、必ずしも大吉寺西之坊居住の事実を伝えるものではない可能性が

あろう。朱漆書銘の後ろの方には「於不動山」とあり、この「不動山」がいずれの場所であるかは不明だが、大吉寺西之坊を離れた恵久法印が、当時、戦乱を逃れ、不動山に寓居していたとも考えうる。現在、その毘沙門面が加賀市の本村井神社に所蔵されているのも、あるいは、恵久法印が一時、北陸方面に逃れていた事実を物語るものなのではなからうか。

『日本馬術史』は、恵久が後に還俗して梅庵を名乗ったとする。梅庵の名乗りを記した作例は、これまで全く見出されていない。しかしながら、恵久の還俗後の動向を示すのではないかと思われる資料がある。それが、次の銘記である(写真①)。

江州北郡

井関明息斎作

六十九歳之時

天正七年己卯六月廿八日

これは前述の観世文庫蔵『諸家花押控』に見えるもので、面そのものが現存しないため、彩色下の墨書銘なのか、それとも面裏の墨書銘なのかが判然としないが、井関明息斎が六十九歳で作った由が記されている。そして、この井関明息斎の年齢が、恵久法印および大光坊幸賢と同じなのである。恵久法印が毘沙門面を作った天正二年から数えて五年後の作であり、この間に還俗し、井関姓を名乗っていた可能性が考えられよう。これまで述べてきたことを纏めると、大光坊幸賢は永正八年に井関上総守親信の四男として生まれ、大吉寺西之坊に住して恵鎮と名乗り、元龜三年の大吉寺焼亡後、大吉寺を離れ、恵久法印と名を改めて(恵久への改名時期は不明)引き続き面打として活動し、天正

写真①

観世文庫蔵
『諸家花押控』
明息斎銘記

二年から七年の間に還俗して井関明息齋を名乗った。能面のみならず、仏像や鞍の制作にも携わり、その活動は、天文年間から天正年間まで、四十年以上に及んだ、ということになるう。

以上が、大光坊幸賢についての事績であるが、その大光坊幸賢と同じく「ㄨ」の細工印を用い、「大光」を名乗る面打が、他にもいた可能性について、最後に指摘しておきたい。先に大光坊幸賢の作例を見た際、存疑作として竹生島宝蔵寺蔵の尉面を取り上げた。その面裏の額部分には「大光作」の刻銘が、鼻の付け根部分には「ㄨ」の細工印が刻まれているが、この刻銘の仕方は、大光坊幸賢作の面と共通するものの、「大光作」の書体は大光坊幸賢とは明らかに異なり、後人が大光坊幸賢の刻銘を真似たか、あるいは大光坊幸賢の後を継いだ、もう一人の大光坊がいたか、の何れかの可能性が考えられる。宝蔵寺蔵の尉面には、「大光作」の刻銘の左脇に「ㄨ」の朱書きが見られる。この朱書きがいつ誰によって書かれたものなのかは不明ながら、注目されるのは、井関作の能面の中に、これと同じく「ㄨ」の細工印を刻む作例がいくつも見られることである。例えば、馬野正基氏蔵の猩々面には、面裏の額部分に「井」の刻銘が、鼻の付け根部分に「ㄨ」の細工印が刻まれている。また、ボストン美術館蔵の賢徳面にも、鼻の付け根部分に「ㄨ」の細工印があり、他に「井関十兵衛作」の墨書が見られるという。後者の賢徳面は未だ実見の機会を得ず、細工印・書体の比較ができないが、猩々面の刻銘は、先の尉面の刻銘と、字の大きさや書体、刻銘の位置等が近似し、この二つの面の作者は同一人物である可能性が高いといえよう。鉤目をほとんど残さず、きれいに整えた面裏の彫り方や、墨を面裏全面に薄く塗った仕上げも共通する。猩々面の「井」の刻銘は、「井関」姓を略記したものとしく、井関姓の人物が後に「大光」を名乗ったのか、それとも「大光」が後に還俗して井関姓を名乗ったのか、の何れかであろう。そして、宝蔵寺蔵の尉面と近似する刻銘を持つ猩々面が存在することは、尉面の「大光作」の刻銘が、必ずしも後代の作為によるものではなく、「大光」を名乗る井関家の人物が、もう一人いた可能性を物語って

いる。その年代については全く未詳であるが、尉面・猩々面の落ち着いた作風から、大光坊幸賢の次世代の人物であつたと考えておきたい。この人物を、仮に二代目「大光」と名付けることにしよう。

その二代目「大光」との関連が予想されるのが、多賀大社蔵の茗荷悪尉面、福井県立博物館蔵の姥面の作者である。この二面は、ともに面裏に「井」「𠄎」の刻銘があり、その刻銘の書体や位置が酷似することから、同一人物の作と思われる。「井」の一字を刻む点は先の猩々面と一致し、また「𠄎」の刻銘は、宝厳寺蔵尉面や大光坊幸賢作の面とも共通するが、刻銘の書体の相違が顕著であり、これらを全て同一人物の作と見るのは難しい。ただし、「井」や「𠄎」の刻銘を共通して用いていることは、両者の間に何らかの関係があつた事実を示唆するものといえよう。茗荷悪尉面・姥面の作風からは、先の尉面・猩々面よりもさらに時代の下つた雰囲気を感じられ、確証はないものの、二代目「大光」の後継者の作である可能性を指摘しておきたい。面裏の額最上部の縁に近いあたりに、大きく直線的に刻まれた「井」の字の書体は、田邊三郎助氏が「大光坊幸賢との関連で言及された、宝来女面の「井関大光坊作」という刻銘の「井」字とも酷似する。茗荷悪尉面・姥面と右の宝来女面は同一人の作になるもので、二代目「大光」の後継者も、同じく大光坊を名乗っていた可能性があるだろう。

以上、大光坊に三代あつた可能性について言及したが、これら三人の大光坊の作例には、作風にそれぞれ個性がありながらも、鑿跡をほとんど残さず平滑に仕上げた面裏など、多くの共通点が認められる。このことは、大光坊幸賢の彫りの特徴が、後継者にも確かに受け継がれていた事実を物語るものであろう。三人の間に血縁関係があつたかどうかは未だ明らかにしえない。これについては後考に期し、ここでは、大光坊幸賢以後に、その名前や細工印を継承する後継者がいたらしいことを指摘するにとめておきたい。

四、二人の井関備中守

井関姓の面打には、備中守を名乗る人物もいた。井関上総守親信や井関次郎左衛門家政らとの関係は定かでないが、以下に見るように、面裏に「井関備中守」の名を記した作例がいくつに残されている。

① 福岡市博物館蔵大飛出(面裏朱漆銘「井関／大とひて／備中守作」)(写真⑫⑬)

② 茂山千五郎家蔵白蔵主(面裏朱漆銘「井関／備中守作」)

③ 黒川能上座蔵橋姫(面裏墨書銘「井関備中守作／ハシヒ

メ(花押)／慶長十三年三月日」)

④ 薬業神社蔵大癪見(面裏墨書銘「井関備中守作／大ヘシ(花押)／慶長三年六月日」)(写真⑭⑮)

⑤ ステファン・E・マーヴィン氏蔵大喝食(面裏朱漆銘「井関備中守作／カツシキヲモテ(花押)／三月吉日」)

これらの作例によって、井関備中守なる面打の実在が確認され、そのうち③④には慶長の年記が見られることから、井関備中守のおおよその活動期も知ることが出来る。

『大野出目家伝書』は、江戸初期に活躍した面打井関河内の親を「井関備中」と伝える。また、『仮面譜』も、井関家の三代目にあたる人物として「備中掾」を挙げ、この備中掾を井関河内の親としている。「備中掾」と「備中守」とでは官位名が一致しないが、後述の青光院過去帳が、井関河内の親の名を「井関備中守家久」としていることから、備中掾ではなく、「備中守」が正しいのであろう。年代から言っても、慶長期の井関備中守が、井関河内の親「井関備中」と同一人物である可能性は、かなり高いと見てよいものと思われる。

もつとも、先に井関備中守の作銘がある面として挙げた五面を比較すると、その銘記の書体は必ずしも同一人の手になるとは言えないようである。すなわち、①②と③④⑤とは、井関の「関」字や備中守の「備」の字の書体に、明確な差異が認められる。また、①②は面裏全面を黒く彩色し、その上に朱漆で作者名を記すのに対し、③④⑤はそれとは異なり、③が木地裏に墨書、④が薄く漆を施した上に墨書、⑤が茶色の漆を施した上に朱漆書で作者名を記すなど、面裏の処理お



写真⑭ 薬菜神社蔵大癡見



写真⑮ 同面裏

よび銘記の方法にも相違が見られるのである。花押と制作月日を記すのも、③④⑤のみに見られる特徴である。以上を要するに、①②と③④⑤は別人の作と見るのが自然であろう。つまり、井関備中守を名乗る面打は二人いたことになる。

③④には慶長年間の年記があるから、一人の井関備中守は慶長期に活動していたものと考えられる。井関河内の親にあたる備中守家久は、おそらくこの慶長期の井関備中守と同人と思しい。一方、①②の作者である井関備中守については、正確な活動期が明らかでないが、年代の手掛かりになると思われるのが、先に言及した「徳昌寺授戒帳」である。同書には、弘治二年八月十五日に授戒した人物として「井関備中殿之子息」の「宗才」なる人物が、また、永禄十一年二月二十一日に授戒した人物として、「信堅」の戒名を授かった「備中守殿」、「宗貞」の戒名を授かった「備中守殿御内」の名が見える。この記事から、弘治年間に「井関備中」なる人物がいたこと、当時すでに子供を持つ年齢に達していたことが知られる。永禄十一年の授戒者に名前が見える「備中守殿」が先の「井関備中殿」と同人であるとすれば、井関備中守は弘治から永禄にかけて活動した人物であるということになる。この人物が、①②の「井関備中守」である可能性はかなり高いと見てよからう。

①②はいずれも面裏に鑿跡をほとんど残さず、きれいに削った上で、全面を墨で黒く塗るという処理をしている。こうした面裏の処理は、先に見た大光坊幸賢の作例とも共通する。面裏の眼の周りや、鼻下から口にかけての彫りにも共通点が少なくなき、そのことは、大光坊幸賢と井関備中守との間に何らかの影響関係があった可能性を示唆している。『面打秘伝書』によれば、井関休心なる人物は「大光ニカタラヒ面ヲ打」ったといい、井関家の中にも、大光坊から面打の技術を学んだ人物がいたようである。こうした事実をも踏まえるならば、大光坊幸賢の弟子の一人が井関備中守であったと考えるのが、まずは穏当な見解といえるのではなからうか。

この井関備中守の事蹟については、これ以上のことを詳らかにしえない。ただし、備中守を名乗る以前は、次之介という名乗りであつたらしいことが、次に掲げるいくつかの作例から推測される。

⑥ 故河村隆司氏藏天神(面裏朱漆銘「井関／テンジン／次之介作」)(写真^⑬)

⑦ 黒川能上座藏鷹(面裏朱漆銘「井関／タカノオモテ／次之介作」)

⑦ 黒川能上座藏黒髭(面裏朱漆銘「井関／クロヒゲ／次之介作」)

これらの三面はいずれも、面裏の額部分に作者の名と、面の名称とを朱漆書によつて記すものであるが、その筆跡が①②の井関備中守作の面と酷似し、しかも、鑿跡を残さない面裏に墨を全面に塗るという処理も共通する。姓と名の間に面の名称を記すという点も重なり、両者が同一人物の作であるのはまず間違いないであろう。名乗りから判断して、井関備中守の初名が次之介であつたと考えられる。井関次之介の作者銘が見られる面は、今のところ管見では右の三面のみであ

るが、大阪美術倶楽部で開かれた『市内一方菴所蔵品入札』の目録には、「井関次郎介作 筋怪土」の写真が挙がっており、この「井関次郎介」も「井関次之介」の誤りの可能性が想定されよう。井関備中守(次之介)は、戦国期の面打としては、かなり多くの作例を残している人物ということになる。

問題となるのは、その井関備中守(次之介)と慶長期の井関備中守との関係である。両者は全くの別人と思われるが、銘記の方法には共通点も見られる。例えば、面の名称を面裏に記す点である。特定の本面を写した場合などを除き、面の名称を面打自身が面裏に記す例は、あまり見られない。そのあまり類例を見ない銘記の方法が、両者には共通するのである。すなわち、井関備中守(次之介)の面には「大とひて」「テンジン」「タカノオモテ」「クロヒゲ」、慶長期の井関備中守の面には「ハシヒメ」「大ヘシ」「カツシキヲモテ」と面の名称の記載があり、こうした共通点は、両者の間に何らかの影響関係が存した可能性を物語っている。それが師弟関係によるものなのか、あるいは親子関係であったのかは、現段階では一切不明であるが、井関備中守を名乗る面打に二代あり、両者の間に何らかの影響関係があったのは確実であると思われる。

そして、慶長期の井関備中守が、井関河内の親に当たる人物であることは、先にも述べた通りである。井関河内の親は『仮面譜』では井関備中掾とされるが、『青光院過去帳』に見える「井関備中守家久」の名乗りが正しく、過去帳によれば、井関備中守家久の法名は「道入居士」、忌日は寛永三年十二月九日という。生年は不明であるが、息子の井関河内が明暦三年(一六五七)の没で、七十三歳までは生存が確かめられるから、そこから逆算すると、井関河内の生まれは天正十三年(一五八五)以前となり、父の井関備中守家久は少なくとも永禄十三年(一五七〇)頃までには生まれていたものと推測される。

後述の『浅井・三田村氏系図』によると、この井関備中守家久は「井関十兵衛」を名乗ったという。また、同系図

の書き入れに「井関十兵衛、後号備中守」とあるのによれば、はじめの名乗りが十兵衛で、後に備中守と改めたようである。備中守への改名の時期は定かでないが、前述の葉菜神社蔵の大癩見面に慶長三年六月の年記と井関備中守の署名があるから、慶長三年以前であるのは確実といえよう。そこで着目したいのが、田邊三郎助氏『能面』（昭和五十六年、小学館）に紹介されている大飛出面の存在である。この面は未見だが、田邊氏の報告によれば、彩色が剥落した木地上に「江州北郡／井関十兵衛□／慶長二年／正月吉日／大□□」云々と墨書銘があるという。同書掲載の写真を見るに、その墨書銘の「井関」「慶長」の書体は、葉菜神社蔵の大癩見面とかなり類似しており、この井関十兵衛が備中守家久と同人である可能性はかなり高いと見てよいのではなからうか。^三その大飛出面には井関十兵衛の署名とともに、慶長二年正月の年記があり、備中守作の大癩見面には慶長三年六月の年記がある。両者を同一人物とする右の推測が正しいとすると、十兵衛から備中守への改名の時期は慶長二年正月から三年六月までの一年半の間に絞られることになる。その改名がいかなる理由によって行われたのかは定かでないが、井関備中守家久の橋姫・大癩見・喝食面の銘記の方法と、井関備中守（次之介）の作例における銘記の方法との間に共通点が見られることから、十兵衛家久が備中守を名乗った背景に、戦国期の井関備中守の名乗りを踏襲するという意識が存在したのは、まず間違いないと思われる。井関十兵衛を名乗っていた慶長二年の大飛出面では作者・制作年の銘記を彩色下に記すのに対し、備中守名義の作例ではいずれも面裏の額部分に記している。備中守襲名後に、戦国期の備中守に倣って銘記の方法を改めた可能性が考えられよう。もともと、戦国期に活躍したと見られる井関備中守と慶長期の井関備中守とは、年代に若干の開きがあるのも事実である。前者の井関備中守の初名が次之介で、一方、後者の備中守の初名が十兵衛というように、備中守を名乗る以前の名乗りが相違している点も、両者が親子の関係ではなかったことを示唆しているように思われる。後述の『浅井・三田村氏系図』でも、井関十兵衛（備中守）家久の父は三田村左衛門大夫国定となっ

ており、同系図中の戦国期の人物に備中守の名は見られない。井関十兵衛家久の「備中守」という名乗りは、井関家の先祖が名乗っていた官途名を襲ったものに過ぎず、両者は特に血縁で結ばれていなかった可能性が高いのではあるまいか。

五、『浅井・三田村氏系図』に見える井関家

以上の各節では、井関の実作例を主な手掛かりとして、井関家の系譜を辿ってきた。『仮面譜』『大野出目家伝書』『面打秘伝書』といった、江戸期の面打関係資料が伝える井関家の系譜はきわめて信頼度の低いものであつて、井関家の系譜を再構築するには、具体的な事例に基づくことが不可欠なためであるが、江戸期の文献資料の中にも、面打井関家の系譜を辿る上で、きわめて重要な参考資料が存在する。それが『浅井・三田村氏系図』と仮称する系図で、正徳二年（一七二二）の奥書がある袋綴仮綴の一冊である。金剛巖氏『能面作家小史』（昭和七年、中島泰成閣）が、朽木静雄氏の調査に拠るとして挙げている井関家の系譜は、同系図に基づくものらしく、その後、平成十年に坂口裕子氏が「近江井関関連文書発見」（『能楽タイムス』五五七）において、滋賀県高島郡マキノ町西浜の谷田剛氏のもとに所蔵されていることを報告されている。谷田氏は井関河内の一族の末裔にあたり、同家には井関家およびその親族である石田家の系譜に関わる以下の文書が所蔵されている。

①正徳二年三田村左門重弘筆『浅井・三田村氏系図』（仮題）

②寛政七年『由緒書』（井関亨介長幹が石田正継に始まる石田家歴代の由緒を纏めたもの。石田家は吉兵衛長得の代、

井関玄説の弟井関常立の門弟として医道を修業し、井関姓を名乗ったため、長得以後は井関家となる）

- ③天明丙午年『由緒書』（石田九郎左衛門が石田藤太夫良宗に始まる石田家歴代の由緒を御役所に書き上げたもの）
- ④『悟伯殿君行状』（石田吉兵衛善長の伝記を、正徳三年に息子の吉兵衛長得が纏めたもの）
- ⑤『井関室人行状』（井関河内の娘で、石田吉兵衛善長に嫁いだ万の伝記を、正徳三年に息子の吉兵衛長得が纏めたもの）
- ⑥『安原室人行状』（石田吉兵衛長得の夫人安原トマの伝記を、正徳三年に長得が纏めたもの）

このうち①②⑤が面打井関家に関わるものであるが、ここではまず①の『浅井・三田村氏系図』を取り上げ、その他の資料については、必要に応じて言及することにした。『浅井・三田村氏系図』は、「●藤原姓浅井系」「三田村・野村・大野木」と共表紙の外題にある通り、江北の戦国大名である浅井氏と、その支流にあたる三田村氏の系図を記したものである。奥書には「正徳二壬辰仲春 源姓重弘書之（印）」とあり、正徳二年、「源姓重弘」なる人物の編であることが知られるが、この「源姓重弘」は、同系図中に三田村保右衛門重貞の子として見える三田村十蔵重光、後、左門重弘と名乗った人物である。『浅井・三田村氏系図』には、江戸後期のものと思しき後人の書き入れがいくつか見られるが、右の奥書に続いて見える以下の後人追記によれば、三田村左門重弘は広島藩に仕える武士で、その重弘が自筆をもって記したのが、現存の系図であるという。

此一卷紙数十枚、芸州広嶋城主松平安芸守様御内三田村安右衛門一子、三田村左門重弘実筆也。於江戸死去、其後伝来之者也。

『浅井・三田村氏系図』は、前述のごとく、浅井氏と、その支流である三田村氏の系図である。まず、神代の天御中主尊に始まる藤原氏の系図を記した後、浅井氏の祖である浅井重政以下の系図を記す。浅井氏の系図は浅井長政とその子供の記述で終わっており、その後丁を改めて、浅井重政の次男で、三田村氏を継いだ三田村定政に始まる同

家の系図を記す。三田村左門重弘は、この三田村定政から数えて八代目の子孫にあたる。同系図に従って、その左門重弘にいたる歴代の名前を掲げると、以下の通りである。

三田村定政―左衛門大夫定元―左衛門大夫国定―左衛門宗安―安右衛門重次―吉介重政―安右衛門重堅―保右衛門重貞―左門重弘

この『浅井・三田村氏系図』が、果たして三田村左門重弘の自筆と認めてよいか否かについては、重弘の自筆資料が知られていない現状では確実なことが言えないが、その記述内容から、同人の編になる系図である可能性がかなり高いと見られる。広島藩の家中に三田村左門重弘なる人物がいたことは、『芸藩輯要』（昭和八年、入玄堂）によっても確認することが出来るし、同書第四編「藩士家系譜」が伝える三田村家の系図は、概ね『浅井・三田村氏系図』の記述と合致するからである。

『芸藩輯要』の三田村家系図によれば、同家は清和源氏多田満仲の次男頼親より出で、その次男頼房から数えて五代目の幸弼が草野庄の地頭となり、三田村に城を築いて苗字を改め、三田村左衛門尉と名乗ったのに始まるという。その後、浅井氏に仕えてその家臣となったが、『江北記』には、守護大名京極氏の「根本当方被官」として浅井氏らとともに名が見え、もともと京極氏の根本被官の一人として浅井氏と肩を並べる存在であった。ところが、浅井氏が台頭する中で、三田村氏も次第にその支配下に組み込まれていく。浅井新三郎忠政の弟である新七郎定政が三田村家を継いで、三田村氏を名乗っているのも、浅井氏が三田村氏の乗っ取りを図ったものと見られる。その後の三田村氏は浅井氏の一門として活躍したが、小谷城落城とともに没落し、『浅井・三田村氏系図』が伝えるところによると、三田村左衛門大夫国定は織田信長によって討たれ、その子の左衛門宗安・八郎左衛門宗明・宮内亮宗友・井関上総介宗信の四人も小谷城において討ち死にしたという。没落後の三田村氏の動向については『芸藩輯要』に詳しい。すな

わち、三田村重清〔『浅井・三田村氏系図』に見える左衛門宗安と同人か〕が小谷城で戦死した後、弟の安右衛門重次が七歳にして高野山に逃れ、その後、慶長五年の関ヶ原の合戦の時、外戚の關係によつて京極高次に召し出され、その子孫もまた京極家に仕えたが、孫の安右衛門重堅の代に御暇となり、万治元年（一六五八）に広島藩浅野家に再び召し出されたとある。安右衛門重堅は正徳三年の没。子の新六は当時まだ生後七か月であつたが、成人後の貞享二年（一六八五）、あらためて浅野家に召し出され、御持筒頭・御騎馬弓頭・御小姓頭を勤め、名を安右衛門と改め、正徳元年、江戸にて没したという。『浅井・三田村氏系図』に見える三田村保右衛門重貞がそれで、相馬藩『中村雜記』（内閣文庫蔵）宝永八年（一七一）正月七日条に「四ッ過、三田村保右衛門卒于霞関長屋、旧年より病氣、終ニ如此なり」「三田村丹治・多田武兵衛」、八日ノ夜、葬于愛宕青雲寺」とあるのも同人であらう。その子供にあたるのが『浅井・三田村氏系図』の筆者、左門重弘で、『芸藩輯要』によると知行三百五十石、御児小姓・御小納戸役とある。広島藩に仕えた三田村氏の末裔は、広島市中区にある臨濟宗の金龍寺を菩提寺とするが、同家はすでに絶え、同寺の無縁墓地には、丸に十字の家紋を刻んだ三田村家の墓碑が数基残されている。ともあれ、『浅井・三田村氏系図』が広島藩に仕えた三田村氏の末裔によつて纏められたものであるのは以上の傍証からみて確実であり、その記述内容も江戸中期以前に遡りうるものとして、一定の評価を与えることが出来る。

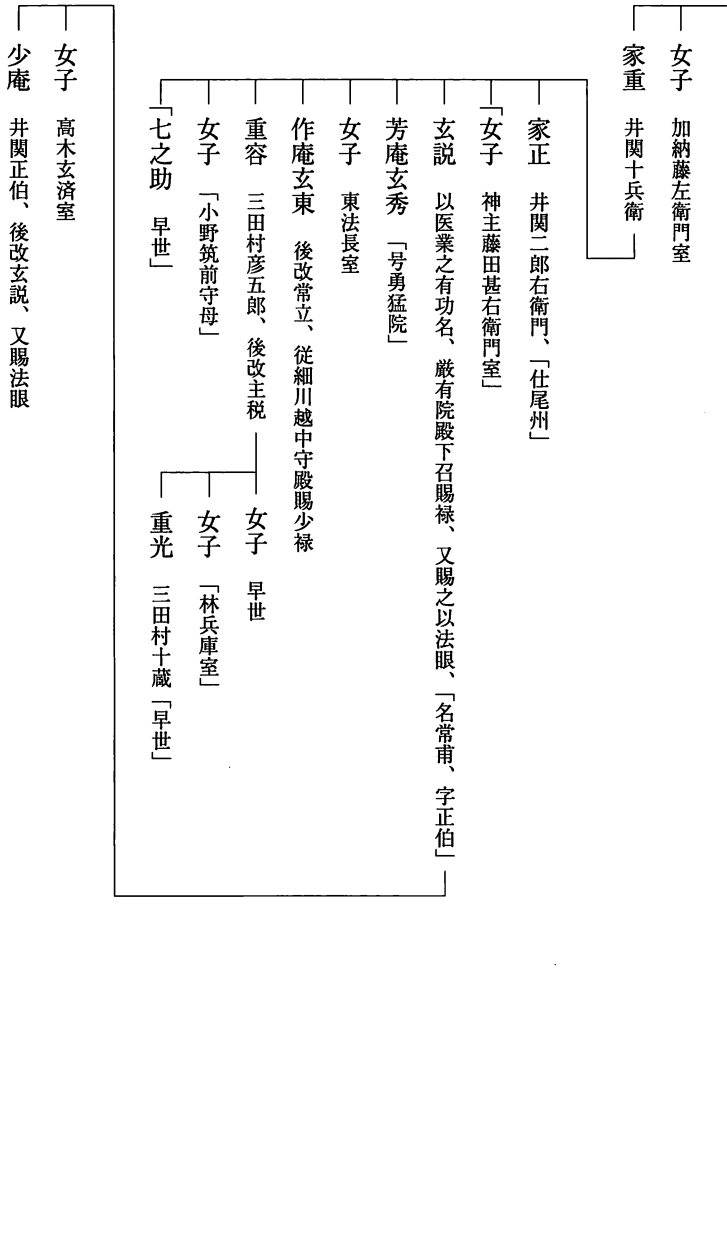
以上見てきたごとく、『浅井・三田村氏系図』は、戦国期から江戸前期にいたる三田村氏の系図であるが、同系図には三田村氏歴代の釣書とともに、分家や兄弟についても詳細な記述があり、その中に井関姓の人物が多く見える。すなわち、『浅井・三田村氏系図』は、井関家の系図を辿る上でも、貴重な資料なのである。ここに同系図のうち、井関姓の名前が見える該当箇所を掲げると、次の通りである（後人書き入れの部分括弧内に記した）。

国定 三田村左衛門大夫 江北横山城主、浅井家滅亡之時、為信長被害、因為浅井家親族之故也
 家政 井関右兵衛尉
 元忠 野村右近
 西坊幸 遜与毘沙門尊像于甥十兵衛家重、今尚存、靈驗目新也
 「西幸坊／西幸坊 明王院法印」
 親政 八曲

宗安 三田村源六、左衛門 江州小谷討死、以弟安右衛門重次為養子
 宗明 三田村八郎左衛門 於江州小谷討死、以弟新右衛門宗貞為養子
 宗友 三田村宮内亮 於江州小谷討死
 宗俊 井関左京亮
 宗信 井関上総介 於江州小谷討死
 宗貞 三田村新右衛門
 家久 井関十兵衛、浅井長政感冊アリ、浅井家滅亡之後、不再仕而、蟄于江北海津
 重次 三田村安右衛門 「仕高次公」
 法家 三田村市左衛門「吉介」 寛永五戊辰年八月、重次・法家兩人ノ江州竹生嶋ニ捧鉄燈籠、「有子孫、号石田、長樂庵養子也」

法次 「吉助」

「則次」



左衛門大夫国定の弟が井関右兵衛尉家政、左衛門宗安の弟が井関左京亮宗俊・井関上総介宗信・井関十兵衛家久を名乗っている。このうち井関十兵衛家久は前述の井関備中守、その子の十兵衛家重は井関河内を指し、三田村家と面打井関家とが同族の關係にあつたことを示している。井関河内が三田村家の出身であることは、海津西浜の青光院の過去帳に、井関河内の祖父として三田村左衛門国定の名が見えること、京都黒谷にある河内の息、井関玄説の墓碑銘に「為佐々木右族而、世々住江北浅井郡三田村」とあつて、井関河内の家系が代々三田村の居住であつたと記されていることから、事実であると思われる。さらに同時代の傍証として、壬生官務章弘の日記『章弘宿禰記』（宮内庁書陵部蔵）宝永四年二月七日条の、三田村数馬が禁裏主殿寮の跡役を願ひ出た折の記事を挙げておきたい。これは主殿寮の小野土佐守友治の息子、主殿允尚方が出仕を止められたため、その跡役を三田村数馬が親類書を添えて願ひ出たもので、同日記には数馬が提出した以下のような親類書が転載されている。

由緒書

姓源氏佐々木庶流

一、高祖父

江州横山城主

三田村左衛門太夫国定

一、曾祖父

京極若狭守殿家頼

三田村出雲重次

知行千八百石

一、祖父

京極若狭守殿家頼

三田村保太夫重安

知行六百石

一、祖母

主殿寮土佐守友治祖父

小野筑前守友忠女

一、父

三田村彦五郎

一、母

愛宕大納言殿家頼

一色筑後 女

一、弟

三田村十蔵

一、伯父

松平安芸守家頼

三田村吉兵衛

知行二百五拾石

一、同

松平安芸守殿家頼

三田村保右衛門

知行四百石

一、叔父

江戸ニ御奉公相勤罷有候

井関玄祝(ママ)

御役料五百石

一、從弟

井関正伯

一、同

松平安芸守殿家来

三田村千之助

以上

二月五日

三田村数馬判

この親類書にあるごとく、三田村数馬は三田村彦五郎の子であり、その先祖には江北横山城主の三田村左衛門大夫国定の名も見える。『浅井・三田村氏系図』には、三田村数馬本人の名は見えないが、それは彼が三田村家から出て、主殿寮の跡役を継承し、小野土佐守友治の養子となったためらしく、弟の三田村十蔵や伯父・伯父・従弟らの名はいずれも『浅井・三田村氏系図』に記載があり、同系図がかなり正確な情報を伝えていることが確かめられる。そして、この親類書にも叔父や従弟として井関玄祝(玄説の誤記である)や井関正伯といった井関姓の人物の名が見え、井関家と三田村家とが、血縁で結ばれた親族の關係にあったことが確認されるのである。

その三田村数馬は三田村彦五郎の息子で、彦五郎は『浅井・三田村氏系図』によれば、井関河内の五男にあたる人物であった。すなわち、三田村数馬は井関河内の孫ということになる。右の親類書には数馬の祖父は井関河内ではなく、三田村保太夫重安となっているが、それは、父の三田村彦五郎が井関家を出て、三田村保太夫の養子になっていたためであろう。井関河内の長男から四男まではいずれも井関姓を名乗っているが、五男の彦五郎だけが保太夫重安の養子となり、三田村姓に改めたものと推測される。

ここであらためて問題となるのが、三田村家と井関家との関係である。『浅井・三田村氏系図』によれば、三田村左衛門大夫国定には四人の兄弟がいたが、四人の弟はそれぞれ井関右兵衛家政・野村右近元忠・西坊幸・親政（八曲）と名乗っている。四男の西坊幸は出家であるため、姓の記載がないが、五男の親政（八曲）は、先に触れた井関親政と同一人と思われる、四人のうち二人が井関姓を名乗っていることになる。井関は江北の七条村を拠点とする氏族で、三田村氏を先祖に持つ井関玄説の墓碑銘に、「野村・加納・七条、皆同氏也」とあるのによれば、三田村・野村・加納・七条の近隣四ヶ村に住む各氏は互いに同族としての意識を持っていたらしい。三田村国定の弟が、井関姓や野村姓を名乗っているのも、これら村々の郷士たちが親族の關係にあったことを物語っている。三田村国定の兄弟に井関姓や野村姓を名乗る人物が見られるのも、彼らがそれぞれ井関家や野村家に養子として入ったと考えるのが自然であろう。ただし、そのように結論づけるには、不自然な点も多く残されている。まず注目されるのは、三田村国定には四人の兄弟がいたにも関わらず、一人として三田村姓を名乗った人物がいない点である。国定の次代にあたる三田村左衛門宗安は九人兄弟であるが、そのうち井関姓を名乗ったのは三名のみで、他の六名はいずれも三田村姓を名乗っている。通常ならば、三田村国定の兄弟にも、三田村姓を名乗る人物がもつといて然るべきであろう。このことは、次のような推測を生ぜしめる。三田村家と井関家との關係は、三田村国定の兄弟が井関家の養子に入ったのではなく、

むしろその逆であつたのではないか。すなわち、三田村国定自身がもとは井関家の人物であつたのではなからうか。そう考えれば、国定の兄弟の多くが井関姓を名乗っていることも、また国定の息子から井関姓を名乗る人物が出ていることも、容易に説明がつく。三田村国定については、他家からの養子とする伝承があり、その実家については、いくつかの説があるようだが、井関家の出身とするものは見当たらない。しかしながら、『浅井・三田村氏系図』の記述に従えば、井関家から三田村家に養子に入ったと考えるのが、最も自然のように思われるのである。それでは、三田村国定の実父は誰なのであろうか。

そこで注目されるのが、国定の兄弟の四番目に「西坊幸」なる人物の名が見えることである。「西坊幸」の下に書かれた割注には、西坊幸の「毘沙門尊像」が「甥十兵衛家重」のもとに伝えられた由が記されており、西坊幸が出家であつたこと、仏像の制作にも携わっていたらしいことが窺える。この「西坊幸」はおそらく、仏師・面打として活動した西之坊幸賢と同人であろう。西之坊幸賢すなわち大光坊は井関上総守親信の四男で、『日本馬術史』には、同人と思しき「大吉寺西ノ坊」「恵久」の名が「家政ノ弟」として見えるが、このことは、『浅井・三田村氏系図』に「西坊幸」の名が四番目の男子として、また、「家政 井関右兵衛尉」の弟として挙がっていることとも符合する。また、『鞍鎧新書』には「家政の弟」として「井関次郎左衛門親政」の名が見えるが、『浅井・三田村氏系図』にも、「家政」や「西坊幸」の弟として「親政 八曲」の名が挙がつており、三田村国定の兄弟がそれぞれ井関次郎左衛門家政・大光坊幸賢・井関次郎左衛門親政と同一人物である可能性が想定されるのである。しかも、その兄弟関係は、『日本馬術史』などの鞍打井関家関係資料の情報とも多くの点で一致する。すなわち、『浅井・三田村氏系図』は、三田村氏の家系と井関氏の家系とが混在した系図と見られるのであり、三田村国定以下の五人兄弟は、いずれも三田村定元の実子ではなく、実は井関上総守親信の実子であつて、長男の国定だけが三田村定元の養子となつて三田村家に

入ったと考えるのが、最も矛盾がないということになる。中小の国衆クラスの武士であった井関氏に対し、三田村氏は京極方の根本被官として浅井氏に次ぐ勢力を持っていたから、長男でありながら、三田村家の養子となることも十分に有り得たと考えられる。その三田村国定の子供のうち、三人が井関姓を名乗っているのは、国定が実家の井関家に再び養子として遣わしたものであろう。そのうちの一人が、井関河内の親、井関十兵衛家久であったということになる。

三田村氏・井関氏はともに浅井氏の家臣であった。その浅井氏の滅亡は、両家の境遇に大きな変化をもたらすことになる。江北に侵攻してきた織田信長の攻勢を受け、浅井氏がついに滅亡するのは天正元年（一五七三）八月のこと。

『浅井・三田村氏系図』は、この合戦によって、三田村国定およびその子の左衛門宗安・八郎左衛門宗明・宮内亮宗友・井関左京亮宗俊・井関上総介宗信が没したと伝えている。この合戦にも生き延びた井関十兵衛家久は、当時まだ十代であったと思われるが、同系図が伝えるところによると、浅井氏の没落後、再仕することもなく、琵琶湖の対岸に位置する海津の地に蟄居の日々を送ったという。その間の事情については、前掲の谷田剛氏所蔵文書の中に、やや詳しい記述が見られる。まず、『浅井・三田村氏系図』の書き込みに、次のような記事がある。

信長公、江州平均之後、以^ニ秀吉公^一守^{セラル}長浜之城^ニ時^ニ江北不^レ平、信長公仰^テ秀吉公^一立^ニ京極家^一時^ニ三田村左衛門太夫国定末子三人十六才・十二才・九才、江州西浜村^ニ蟄居、秀吉公仰^テ磯野氏^一以^ニ小船^一召^レ之、三人之内兄二人行^ニ長浜^一母隱^ニ末子^一秀吉公不^レ殺^レ之、仰^テ可^レ仕^ニ京極家^一之由^上兄十兵衛辭^レ之、以^ニ弟^一出^ニ之秀吉公^一ハシカキ面ナレハトテ号^ニ麥右衛門^一手ツカラ賜^ニ助定之刀^一後^ニ号^ニ安右衛門^一又号^ニ出雲守^一兄方十兵衛後^ニ号^ニ備中守^一末子号^ニ吉助^一市左衛門守^ニ十兵衛・吉助者住^ニ西浜村^一十兵衛、野村備中ト号、備中子号井関十兵衛家重、後号河内、法名青光院道悟

これによれば、浅井氏滅亡の後、長浜城主となって江北支配に乗り出した豊臣秀吉が、当時、海津西浜村に蟄居していた三田村国定の三人の子を召し出して、京極高次に仕官させようとしたことがあった。その三人はすなわち、井関十兵衛家久・三田村安右衛門重次・三田村市左衛門法家であり、十兵衛家久はこの時十六歳であつたという。これが天正元年のこととすれば、井関十兵衛家久の生年は永禄元年（一五五八）の生まれとなる。仮に永禄元年生まれとすると、薬菜神社蔵の大飛出面を制作した慶長三年（一五九八）には四十一歳、没年の寛永三年（一六二六）には六十八歳で、当たらずといえども遠からぬ推定年齢といえよう。秀吉の申し出に対し、井関十兵衛家久は辞退し、弟の三田村安右衛門だけが京極家に仕えることになったというが、それが事実であることは、『章弘宿禰記』所引の三田村教馬親類書に、「京極若狭守殿家頼」として三田村安右衛門重次の名が見えることから確認される。

また、寛政七年（一七九五）の『由緒書』は、井関家と同じく、浅井氏滅亡後、海津西浜に落ち延びた石田氏の末裔がまとめた由緒書であるが、^(四)その中にも、井関十兵衛家久の動向を窺わせる記述が見られる。すなわち、石田甲斐守正継の子藤次郎維継について記す中に、「浅井家落去之砌、三田村十兵衛家久与申者と申合セ、長政幼君三歳ニ御成り候ヲ守り立、故郷西浜村江供仕、只今亨介居宅ニ而養育申候得共、終ニ御早世之事ニ御座候」とあつて、「三田村十兵衛」と協同して浅井長政の遺児を守るべく、海津西浜に逃れていたが、その遺児がついに早世したことが見えるのである。この「三田村十兵衛」が井関十兵衛家久を指していることは、あらためて言うまでもない。さらに、藤次郎維継の孫、石田吉兵衛則継の項には、次のような記述もある。

則継弟藤太夫良宗義、家督配分仕、酒造仕らせ申候。此藤太夫、則只今九郎左衛門元祖道受事ニ御座候。（中略）但右酒造株之義者三田村十兵衛浪々之営ミニ薬酒製仕、渡世仕候様ニ御座候、十兵衛家久適子十兵衛家重、乱舞之面ヲ打候ニより、天下一河内大掾与申候。家重息男者井関法眼玄説老ニ而、公儀御医師ニ被召出候ヲ、ケ

様之訳合二而、右造酒株明キ申候ヲ、旧好ヲ以吉兵衛^(マヤ)江被相譲り申候。

すなわち、石田吉兵衛則継の弟藤太夫良宗が分家した際、酒造を生業としたが、その酒造株は「三田村十兵衛」がもとともと所有したものであるという。浪人となった十兵衛は薬酒を製造し、これを渡世にしていたが、息子の井関十兵衛家重は「乱舞之面」を打ち、またその子の井関玄説も公儀医師となったため、酒造株は空きになっていた。それを譲り受けたのが石田藤太夫良宗であった。ここに「三田村十兵衛」すなわち井関十兵衛家久が酒造を営んでいた事実が見えるわけだが、実際にはその傍ら、能面をも打っていたことが、井関十兵衛・井関備中守と署名した慶長年間^(五)のいくつかの作例からも窺うことが出来る。また、慶長期の井関備中守が面裏に墨書した花押は、『日本馬術史』や『鞍打印形』に、「慶長ノ比／井関」として見える花押と同一であり(写真③参照)、井関十兵衛家久が、同時に馬の鞍をも制作していた事実が知られるのである。

天正元年の浅井氏没落とともに、近江北三郡の坂田郡を拠点としていた井関家の一族は各地に離散することになった。^(五)井関上総守の四男で、大吉寺に住んでいた大光坊幸賢すなわち恵久法印が天正二年二月に作った面には「於不動山」と書かれており、恵久法印が当時、「不動山」に寄留していたことを思わせる。また、紀州東照宮伝来の徳川家康所用と伝える黒漆塗鞍には天正十七年の年記と「於駿州井関作」の墨書がある由で、神戸市立博物館の南蛮人蒔絵鞍にも、慶長九年の年記とともに「於越州北庄／井関造之」と墨書があり、井関家の一族が、駿河や越前福井で活動していたことを示している。前者は駿府城の徳川家康の庇護を受けていたことを示唆するものであり、後者は徳川家康の次男、越前福井藩初代藩主の結城秀康との関わりを物語るものである。『寛永諸家系図伝』や『寛政重修諸家譜』によれば、井関次郎左衛門親政は浅井長政に仕えた後、徳川家康に召し出され、その子孫は旗本として代々徳川家に仕えたとあり、井関次郎左衛門家は早くから徳川家に出仕するようになっていたらしい。斎藤望氏が紹介する内

関文庫本『鞍鎧新書』の井関家系図によると、江戸幕府に出仕した初代の井関次郎左衛門は、「初め太郎次郎といい、越前国住で、文禄年中に御鞍御用を仰付られ、永楽三拾六貫文の地を下されて、御職人の列に召し加えられ、慶長五年九月、関ヶ原の御供に候し、還御の後は江戸に住し、正月二日、五月五日、九月九日に御鞍を献上し、名披露独礼御目見した」という。

実際、多賀大社別当不動院の院主・慈性の日記『慈性日記』には、井関が慶長年間に江戸で活動していたことを示す記事が散見する。慶長十九年正月五日条に「井関参候、法性寺にて祝申入候」、同年三月十五日条に「井関振舞にて候」などあるのがそれで、当時江戸に滞在していた慈性が井関家と交流を持っていたことを伝えている。また、同年四月二十五日条には「井関太郎二郎へ面ノ作り様・彩色の様習候也」ともあり、慈性が井関太郎二郎なる人物から面の制作法を習っていたことが知られる。慈性が能面の制作をも行っていたことは、多賀大社に慈性作と墨書銘のある面が現存することからも確かめられるが、その慈性の面制作の指導者としてここに名前の見える「井関太郎二郎」については、前掲『鞍鎧新書』に、初め太郎次郎を名乗ったという井関次郎左衛門との関連が予想されよう。『慈性日記』には、その後、寛永五年（一六二八）三月十五日条にも「午ノ刻ニ江戸井関二郎左衛門へ参着」とあり、また、同年八月六日条にも「井関太郎次へ銀子五枚・たき物一具、内義へちりめん一卷、虎藏へ帷子一、ムスメ單、おと、二人ナラ物ノわきさし一腰つ、甚十郎へ帷子一、下々ノモノニ一貫文」とあって、寛永五年当時、井関二郎左衛門を名乗る人物がいたことや、井関太郎次とその家族に関する情報が記録されている。これらの人々と、慈性に面制作の指導をした井関太郎二郎との関係、さらには、『鞍鎧新書』に見える江戸初代の井関次郎左衛門との関係は明確でないが、『慈性日記』に所見の井関太郎次郎・井関二郎左衛門が江戸初代の井関次郎左衛門と同人あるいはその息子で、寛永五年の記録に見える「井関太郎次」がその後嗣である可能性はかなり高いとみてよいのではなからう

か。そして、二郎左衛門という名乗りからは、天正から慶長期に活動したと見られる井関二郎左衛門家政の存在が連想される。慶長九年、越前府中での制作という南蛮人蒔絵鞍の作者が井関家政に比定されることは先述の通りだが、内閣文庫本『鞍鐙新書』が伝えるところによれば、江戸初代の井関次郎左衛門も、もともと越前国の住で、やはり越前との関わりが窺われるのである。すなわち、井関次郎左衛門の一家は、早くに徳川家を頼って、駿府や越前府中で活動し、慶長年間には江戸に移住していたものとみられる。酒井家本『江戸幕府日記』によると、寛永十八年五月五日条に、「井関太郎二郎」が江戸城白書院にて木地御鞍を進上し、將軍に御目見したとの記事があり、それを皮切りに、「井関父子」（寛永十九年五月五日条）、「鞍打井関」（正保二年五月五日条）、「井関太左衛門」（慶安二年五月五日条）の御目見の記事が見え、井関次郎左衛門家が正月二日・五月五日・九月九日に鞍を献上して独礼御目見したという『鞍鐙新書』の記述を裏付けている。その後、『柳営日次記』にも、明暦三年（一六五七）五月五日、鞍工「伊関太郎次郎」が、万治二年同日、「御鞍師 伊関二郎右衛門^{マヤ}」が、同年九月九日、「井関次郎左衛門」が江戸城に参上したと記されており、同様の記事は、その後、寛文年間まで続いている。このように、井関次郎左衛門家は慶長以後も幕府御用の鞍打として続き、その分家はさらに幕府の旗本として幕末まで続くことになるのであるが、それについては斎藤望氏の前掲論文が指摘する通りである。

一方、井関十兵衛家久は、井関次郎左衛門家の人々とは行動を異にしたらしい。すなわち、浅井氏滅亡後、琵琶湖の対岸に位置する海津西浜に通れ、彼の地に住んでいたと見られ、慶長期にも江戸に出た形跡がない。天正十年前後の生まれで、江戸幕府開府の慶長八年には二十歳前後になっていたと思われる井関河内も、その頃にはまだ海津西浜にいた可能性が高いのである。次節では、この井関河内について取り上げることにはしたい。

六、井関河内の伝記

「古今無類最上ノ名人」と言われた井関河内は、近世の能面史においてもっとも重要な人物の一人である。多くの優れた作を残し、その美的に洗練された面の数々は、能役者にも大変好まれ、現代の舞台でも頻繁に用いられている。能面のもっとも完成された美の一つの典型が、井関河内の面であるといっても過言ではないだろう。近世以前に活躍した面打の伝記研究が低調な中、井関河内については比較的多くの研究蓄積があり、西野春雄氏「井関追跡」(『日本文学誌要』四十二号、平成二年)が、『仮面譜』に見える井関河内の正保二年(一六四五)という没年を再検討し、正保四年や慶安五年(一六五二)の年記がある河内の作例を紹介して、近江海津西浜にある青光院の過去帳に見える明暦三年(一六五七)が、河内の没年としてより信憑性が高いことを指摘するのをはじめ、斎藤望氏「面打井関の系譜」、田邊三郎助氏「面打ち・大光坊幸賢と近江井関」が、井関河内の知りうる在銘作品を列举して、その動向を考察している。筆者も、「井関河内覚書——京都黒谷の墓を訪れて——」(『観世』六十六巻八号、平成十一年)をまとめ、井関河内の菩提寺が京都黒谷の金戒光明寺で、同寺墓地に河内の墓碑が現存すること、その傍らに建つ河内の息子、井関玄説の墓碑銘に河内の墓が建てられた経緯が記されていること、同寺永運院に現存する過去帳に井関河内とその子孫の戒名・忌日が見えること等を紹介した。これらの研究によって、井関河内の伝記は徐々に明らかになりつつあるが、ここではまず、井関河内の生涯を知る上で最も重要な資料となる、河内の在銘作品に見える銘文を確認することから始めたい。これらの多くは前掲の諸論考で既に言及されているものであるが、あらためて井関河内の在銘作品の銘記を掲げると、以下のごとくである。

①愛知県豊橋市・魚町能楽会蔵小面

「寛永乙亥／今春本面／井関写／家重（花押）」（面裏金泥書）

② 愛知県豊橋市・魚町能楽会蔵大癒見

「行年七十三歳／源家重（花押）」（面裏朱漆書）「天下一河内」（焼印）

③ 某所蔵曲見

「武州於江戸／寛永十六年二月吉日／井関河内大掾／源家重」（彩色下墨書）「天下一河内」（焼印）

④ 福岡市博物館蔵深井

「武州江戸ニテ／正保四年八月吉日／井関河内大掾 源家重作」（彩色下墨書）

⑤ 佐野美術館蔵邯鄲男

「正保四年」「」「河内大掾／源家重作」（彩色下墨書）

⑥ 秋田県男鹿市・東湖八坂神社蔵小尉

「武州江戸ニテ／慶安四年式月吉日／井関河内掾／源家重作」（彩色下墨書）「天下一河内」（焼印）

⑦ 鍬仙会蔵小面

「慶安五年／卯月十五日／城州於京都／井関河内大掾／源家重作」（彩色下墨書）

以上が従来知られている井関河内の在銘作品の全てであり、①②がそれぞれ面裏に金泥書・朱漆書で銘記したものであるのに対し、③④⑦はいずれも偶々剥落した彩色の下に見いだされた墨書銘であり、⑤のように、銘文の全体を判読できないものも含まれている。なお、このうちいくつかは、現在、補彩がなされ、既に墨書銘が確認できない状態になっている。このほか、香川県立ミュージアム保管の高松松平家資料のうち、「天下一河内」の焼印がある三光尉面にも、左耳の彩色の下から「」「月吉日」という墨書銘が確認されており、「天下一河内」の焼印を捺している

作にも、また捺していない作にも、井関河内は彩色下に制作年月日と作者名を記するのが常であつたらしい。今後、同様の銘文がさらに多く発見される可能性はかなり高いといえるが、右の限られた数の銘記からも、明らかにすることは多い。まず、寛永十二年を遡る作例が一つも見当たらない点が問題となる。寛永十二年当時、井関河内は既に五十歳を超えていたと考えられるが、井関河内の在銘作品は、その河内が五十歳を超えた晩年の作に集中しているのである。また、井関河内の作には、「天下一河内」の焼印を捺したものが多いが、河内大掾を受領する以前の焼印を捺した作例も、一例として見出されていない。すなわち、五十歳以前の作であることが確実な井関河内の作例は、これまで全く知られていないことになる。井関十兵衛家重が河内大掾をいつ受領したのかは定かでないが、後藤淑氏「井関河内家重のこと」(『能楽の起源』、昭和五十年、木耳社)に、寛永三年、海津西浜の「宗泉」なる人物が井関家重に屋敷を売り渡した際の証文(江島伊兵衛氏旧蔵)が紹介されており、その宛名に「井関河内」と見えるから、寛永三年以前には河内大掾を受領していたと見られ、「天下一河内」の焼印を捺した面は、寛永初年までは制作年時が遡ることが予想される。いずれにせよ、現存の井関河内の作例は、その多くが寛永以後の晩年の作であることになり、このことは井関河内の面打としての活動が、晩年に大きなピークを迎えたという事実を物語っている。井関河内の作例に制作年時の偏りが見られるのはなぜか。それはおそらく、井関河内が寛永頃、近江を出て、江戸に活動の場を移したことが関係していると考えられる。

井関河内の江戸移住の年時は定かでない。その有力な手掛かりになると思われるのが、黒谷金戒光明寺にある井関河内の息子玄説の墓碑銘である。長文になるが、以下にその全文を掲げることになろう。

翁姓源、氏井関、諱常甫、字玄説、号保真庵、其先大和人也、至中葉遷居江州、為佐々木右族、而世々住江北浅井郡三田村、野村、加納、七條皆同氏也、翁父諱家重、字十兵衛、母桂田氏、翁以元和四戊午年十二月二十二日

生于江北海津矣、十四歳而来住江府、為医終為国手、馳名於海内、故達 台聽、特賜位祿、今歳元禄十二己卯年五月二日、享年八十有二歳而終焉、葬于武州浅草龍宝寺、嘗妻林氏生二子、女嫁高木氏、男正伯嗣家業、翁平日願葬父墓之傍、然父墓在平安城紫雲山、遠途難從之、故以齒牙臍帶并尋常所玩銅鏡、埋父墓之傍、建碑于其上、遺子孫云爾

孤子 正伯建焉

右は井関玄説の子正伯の撰になるもので、井関家の由緒、および井関玄説の経歴と、父河内の墓の傍らに墓碑を建立することになった経緯を記したものである。これによれば、井関玄説は元和四年（一六一八）十二月、近江海津の地に生まれたといい、当時、父の井関河内も海津に住んでいたことを示唆している。井関河内が寛永三年十二月、海津西浜の「宗泉」から屋敷を買得していることは先述の通りであり、この点からも、井関河内は少なくとも寛永三年までは近江海津の住であつたと見てよいであろう。右の墓碑銘は、その後、玄説が十四歳の時に江戸に来住した、と記す。玄説の十四歳は寛永八年に該当する。子供の玄説だけが江戸に移住した可能性は低く、井関河内をはじめ一家を挙げての移住であつたと思われるから、寛永八年を江戸移住の年時の、一つの目安と見てよいだろう。酒井家本『江戸幕府日記』には、寛永十年八月一日条に「井関河内・出目源介、外縁通二而進物前置、御目見仕云々」と、江戸城白書院外縁において、井関河内が出目源介とともに進物を献上し、將軍にお目見えした由が記されており、寛永十年の時点ですでに江戸に来住していたのは確かである。また、井関河内の娘で、後に近江海津の石田吉兵衛に嫁いだ井関万の伝記『井関室人行状』（谷田剛氏蔵）にも、「寛永十一甲戌年、生于武州江戸」と、河内の娘が寛永十一年に江戸で誕生したことが見え、河内の江戸在住を裏付けている。これらの傍証からも、井関河内の江戸来住が寛永八年頃である可能性はかなり高いと見てよいであろう。

その江戸下りの年時との関連で注目されるのが、竹本幹夫氏が「細川藩閥係資料に見る江戸時代初期の能案(下)」(『能 研究と評論』十八、平成三年)で紹介された『細川家史料』所見の面打井閔に関する記事である。まず、同書所収の寛永二年三月二十一日付細川忠利宛三斎書状に、「小面もしやくみも、いせきうち見事にて候間、此ことくうたせ申度候間、被申付可給候、所不存候間、其方より人御やり有へく候」云々とあり、竹本氏はこの「いせき」を井閔河内のことと見て、書状の文面から見て井閔河内が当時すでに近江から江戸に移住していたものと解しておられる。右の書状には「いせき」とあるのみで、慶長期すでに江戸で活動の拠点を移していた井閔太郎次郎・井閔次郎左衛門の系統の面打である可能性も考えねばならないが、結論からいえば、井閔河内のことかという竹本氏の御見解に従いたい。ただし、この書状によって、井閔河内がこれ以前に江戸に移住していたと見る点は再考の余地があるように思われる。むしろ、一時的に江戸を訪れていた可能性にとどめるべきであろう。『細川家史料』には、さらにその後、寛永七年七月から八月にかけて、永井信濃守所持の小面を「井閔」に写させ、細川家の細工人新兵衛を遣わして「かたの取様、うちやう」「彩色之仕様」などを習わせた由が見える。この「井閔」も、井閔河内であるのか、あるいはまた別の井閔姓の面打であるのか、必ずしも明確ではないが、井閔河内その人を指している可能性は高いと思われる。すなわち、これは井閔玄説が出府する前年の記事であり、井閔河内が妻子に先だって、江戸で本格的な活動を行っていたことが予想されるからである。このように細川家や永井家といった有力大名の御用を勤めるようになったことが、井閔河内の出府を促す契機となり、やがて活動の拠点を江戸に移し、幕府の御用面打としての地位を確立するにいたったものと考えておきたい。寛永十年八月一日、井閔河内が出自源介とともに江戸城で將軍にお目見えしているのも、彼が当時、幕府御用面打の地位にあったことを示す有力な証拠といえる。金春八左衛門安住書写の『公儀諸向古キ書附写集』(金春宗家藏)には、明暦元年十一月付の公儀御役者の扶持方帳面の一部が転写されているが、そこに

も「五人 井関河内」「五人 出目三十郎」の二人の面打の名が見え、井関河内が幕府から公儀お抱えの面打として五人扶持を与えられていたことが知られるのである。観世元章編の『諸家面目録』に、將軍「御召」の面として、「井関河内造」の写しが多く挙がっていることも、彼が幕府お抱えの面打として精力的に面の制作にあたっていたことを示唆するものであろう。しかも、金春家や観世家の本来の写しを数多く制作していることが注目される。実際、井関河内の現存作例の過半は、金春家・観世家の本来の写しなのである。

このように、寛永七、八年以降、もっぱら江戸での活動が目立つ井関河内であるが、先に触れた『井関室人行状』には、寛永十一年生まれの娘、井関万が「六歳之時、従父母而、帰国」とあり、一時的に近江海津に戻ることもあったようである。さらに、鍔仙会藏の小面には慶安五年の年記とともに「城州於京都」の墨書銘があり、同年には江戸から京都に移住していた可能性も考えられる。その五年後の明暦三年四月二十日に井関河内は没しているが、河内の墓が黒谷金戒光明寺にあることから、晩年は京都で過ごし、同地で亡くなった可能性が高いであろう。金剛巖氏の『能面作家小史』は河内の享年を七十七歳とする。いかなる資料によったものかは定かでないが、豊橋魚町能楽会藏の井関河内作の大壱見面に「行年七十三歳」とあり、同年までは生きていたことが確認される。七十七歳の没であったことは十分に考えられよう。仮にそうだとすると、生年は天正九年（一五八二）となる。

拙稿「井関河内覚書」で報告したように、井関河内の墓は、黒谷金戒光明寺の墓地に現存する。人の身の丈ほどもある、良質の御影石を用いた立派な墓碑で、上部に阿弥陀如来の種子を刻み、「青光院 円誓道悟大信士」の戒名と、その左傍らに小さく「井関十兵衛尉之墓」、裏面には「明暦三丁酉年四月二十日」の忌日の刻銘がある。河内の墓に向かつて右隣には、同じ形の墓碑が建ち、そこには「宝樹院殿 本誓了悟大姉」「井関十兵衛尉妻坂本氏之墓」と刻まれる。この戒名は青光院過去帳によると、河内の後妻のものである。また、向かつて左側には「保真庵井関玄説之

墓」と刻まれた井関河内の息子、玄説の墓があり、その周囲には、井関長五、井関市之助、井関次郎右衛門の名を刻む小さな墓が散在する。確認出来た井関一族の墓は全部で七基。そのいずれにも宿坊の名前は刻まれていなかったが、金戒光明寺の十ある子院のうち、永雲院が井関家の菩提所であることが判明し、御住職の御厚意で、井関姓の分を書き抜いた次のようなメモを頂くことが出来た。

明暦三丁酉四月二十日

青光院殿円誓道悟居士

井関河内

明暦三丁酉十月三日

誓誓順阿居士

井関治郎右衛門

寛文三癸卯九月二十七日

月光秋閑居士

井関市之助

寛文十三癸丑二月十一日

宝樹院殿本誓了悟大姉

井関勘助母

元禄十二己卯五月二日

浄心院靈誓不昧居士

井関正伯父

宝永二乙酉十一月二日

安斎長恭童子

井関常三

正徳二壬辰三月二十七日

作庵常立居士

井関常立

享保十六辛亥九月十日

竹林常貞法尼

井関玄東母

安永七戊戌九月十二日

蓮信院妙暢

井関亭助母

青光院過去帳や『浅井・三田村氏系図』にも名前の見えるものが多く、それをも参照すると、右のうち、井関治(次)郎右衛門、井関市之助、井関正伯父、井関常立の四人が河内の子供と知られる。父河内と同じく明暦三年没の井関治郎右衛門は、『浅井・三田村氏系図』に見える井関二郎右衛門家正のことと思しく、同書の後人注記には「仕尾州」とあり、尾張徳川家に出仕したようであるが、詳しい経歴は明らかでない。父の家業を継いで面打として活動していたかどうか不明であり、明暦三年の五座役者の名前を記した『明暦三年能役者付』(能楽研究所観世新九郎家

文庫蔵に、観世座の小鼓役者として「井関次郎右衛門」の名が見え、これがあるいは二郎右衛門家正のことで、面打から小鼓役者に転向していた可能性もあろう。

井関河内のその他の子供は、多くが医師に転じたと見られる。右に「井関正伯父」と見えるのは、曲直瀬玄朔に学んで、後、幕府お抱えの医師となり、法眼に叙せられた井関玄説のことで、その二人の兄弟、井関玄秀・井関玄東（常立）も、名前から推して曲直瀬玄朔門流の医師であろう。井関玄説の医師への転向については、浅田宗伯の『杏林雑話』に次のような逸話が見える。

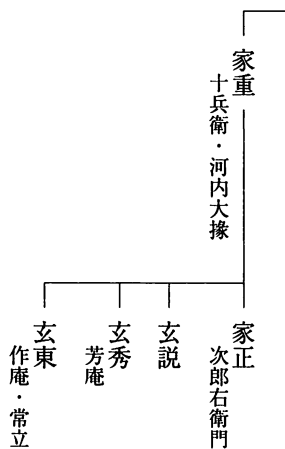
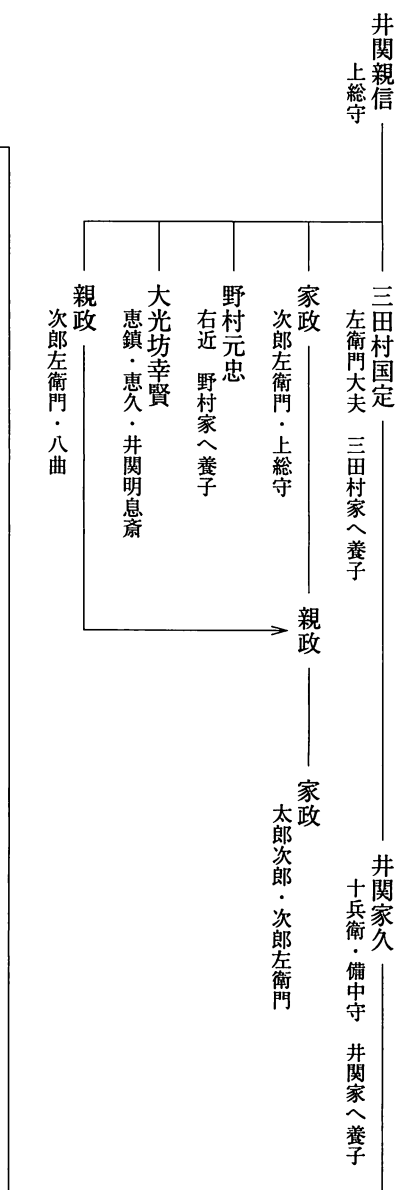
井関玄説 名常甫、元仮面工「俗二曰能面打師」某ノ子、某嘗^テ為^ニ優伶^一観世氏^一、造^ニ仮面^一成^ル、使^ニ玄説^一齋^シ至^マ、観世氏視^テ而怒^テ曰、拙甚^シ、即引^ニ鉄槌^一碎^レ之^ヲ、以^テ抛^ニ玄説^一、玄説深恨焉、帰固^ク請^ニ父^一改^ニ業^一為^ニ医^ト、年甫十六、日夜奮勵終^ニ為^ニ名家^一、官^ニ厠^一医員^ニ、時^ニ観世氏妻病篤^一、衆医束手^ヲ、観世氏百方因縁受^ニ玄説^一之療^ヲ、病漸愈、一日玄説謂^ニ観世氏^一曰子未^レ識^ニ吾有^ニ神符^一耶、乃出^ニ錦囊^一於藥籠中^一示^レ之^ヲ、観世氏拜^ニ而観^レ之^ヲ、則仮面屑也、因告^ニ以^ニ故^一曰、不忘^ニ前辱^一、故^ニ有^ニ今榮^一、是非^下所以^ニ為^ニ神符^一者^ニ歟、観世氏聞^レ之^ヲ、将^ニ容^レ身^一無^レ地、惡^ニ爾^一謝^ニ其罪^一

当時十六歳の井関玄説が父の使いで、面を観世家に届けたところ、観世氏が「拙甚」と鉄槌をもって打ち碎き、玄説に投げつけた。それを深く恨み、業を改めて医師になることを父に懇願した玄説は、日夜奮勵の末、高名な官医となった、というもので、その後、観世氏の妻の治療に成功した玄説が観世氏に向かって、「我に神符あるを知らずや」と、おもむろに袋の中から、かつて観世氏から投げつけられた能面の欠片を取り出すと、観世氏も過去の非礼を詫びた、との後日談が記されている。ここに見える「観世氏」は十世観世大夫重成（安休）であろう。これと似た話が貞享・元禄頃の成立とされる随筆『鶯笑子』（異本『翁草』所収）にも見えることが、大谷節子氏「井関河内守家重の

子、玄説の転身理由」(京都観世会館『能』、平成二十年九月)に紹介されている。『鶯笑子』所見の逸話は、父の井関河内に伴われて北七太夫のもとを訪れた玄説が、父に対する横柄な態度とは対照的に、医師の岡本玄治に礼を尽くして対応する北七太夫の様子を見て、一念発起し医師を志すというものである。前述の『杏林雑話』が幕末の刊であるのに対し、『鶯笑子』は貞享・元禄頃の成立とされることから、大谷氏は「未だ玄説が生きていた時代に無名子が書き留めた『鶯笑子』の方が、幾分かでも真実を伝えているように思われる」とする。しかしながら、井関河内と交流があったのはむしろ観世重成の方で、もっぱら観世家の本面の写しを製作しており、一方で、北七太夫との接点はいまだ確認されていない。その点では、北七太夫との交流を伝える『鶯笑子』よりも、『杏林雑話』の方が、説話的な要素を含むとはいえ、より事実を踏まえている可能性が高いといえよう。『杏林雑話』の時代をさらに遡る原典が別に存在したことも考えられる。いずれにせよ、井関河内の子はそれぞれ医業の道に進み、面打としての系譜は井関河内を最後に絶えることとなるのである。

おわりに

以上、実作例に見られる銘記や文献資料等をもとに、面打井関家の系譜について検討してきた。依然として、はっきりしないところも少なくないが、これまで述べてきたことを踏まえて、井関家の系譜の概要を示すと次の通りである。様々な資料を繋ぎ合わせたもので、しかも多くを推測に基づいており、今後、なお補正を要するものであるが、試案としてここに提示することにした。



もちろん、これが井関家の面打の全てではない。岐阜県久瀬村の春日神社蔵般若の彩色下墨書銘に見える「井関」「山健齋」、京都市の壬生寺蔵閻魔面の面裏に「文禄参年／井関東悦／参月拾五日」と墨書している「井関東悦」（中村保雄氏が「京都府下の仮面」『芸能史研究』五十四号、昭和五十一年）で紹介する松尾大杜蔵の翁面の作者「井関

宋悦」と同人か）、『大野出目家伝書』が「面細工せし人」として挙げる「四郎兵衛、新兵衛〔鞍打〕、此兩人井関河内甥」の井関四郎兵衛・井関新兵衛など、他にも井関姓の面打の存在が何人も確認されるが、彼らが右の系図に見える人々とのような関係にあるのかは、なお不明な点を多く残している。現在各所に伝存する「イセキ◇」「イセキ◇」などと刻銘した、いわゆる片仮名井関の作品群も、右の系図に見える何れかの人物の作の可能性もあるし、また全く別の井関姓の人物の作の可能性も考えられる。多賀大社には「イセキ◇／休心」と刻銘のある三日月が伝わり、この「休心」について、『大野出目家伝書』に「河内四代ノ祖ヲ井関次郎左衛門上総介親信ト云、近江国海津住ス、入道シテ休心ト号ス」、『面打秘伝書』に「井関上総介(中略)入道シテ休心ト号ス、大光ニカタラヒ面ヲ打ツ」とあることから、井関上総守親信に比定する考えもあるが、その作風は親信とは異なり、また別人の作と見られる。しかしながら、井関家のどの人物であるのかは、なお決め手を欠くのである。

その他の井関家の面打として、井関出雲守という人物にも注目しておきたい。宝生会蔵の顰(写真⑰⑱)は宝生家伝来面の一つで、その面裏の額部分と鼻の付け根部分には「イ」「◇」の刻銘があり、片仮名井関の作例の一つであるが、面裏の左右両端にはさらに「井関出雲守」「寄進」の刻銘があつて、井関出雲守の作と知られる。この井関出雲守については、斎藤望氏が前掲論文の中で、栗原信充の『武器袖鏡』所載の鞍打井関家の系図に、井関二郎左衛門親政の名乗りが「出雲守」となっている点に注目され、なにかしらの関連があつた可能性を指摘する。しかしながら、『武器袖鏡』は時代も下つた天保十四年(一八四三)の編であり、誤伝を少なからず含む点が、そう断定するのをいささか躊躇させよう。同じく面裏に漢字で「井関」某と作者銘を刻む作例に、福岡市立博物館蔵の「井関／次左作 ◇」と刻銘がある白蔵主面もあり、両者の「井関」の字体は非常によく似通っているが(写真⑲)、「井関出雲守」と「井関次左」とが同人である確証は今のところ得られない。

写真⑲ 福岡市博物館蔵近江女

写真⑲ 福岡市博物館蔵白蔵主面の
「井関次左」刻銘

また、右記の系図には見えない井関姓の面打に、井関彦次郎なる人物もいる。すなわち、福岡市立博物館蔵近江女面の剥落した彩色下の木地に、次のような墨書銘がある(写真²⁰)。

「武州江戸大納言様より観世家の／あふミ女のうつし被 仰付候間、もう／たうほともちかへす、於京都／井関彦次郎是ヲうつす也」

「正保二年／午五月吉日」

右は、井関彦次郎が徳川家光の命により観世家の近江女の写しを制作したことを伝えるもので、ここに井関彦次郎なる面打の存在が窺われる。この井関彦次郎との関連が想定されるのが、和歌山県岩出市の根来寺に伝わる小癪見面である。紀州徳川家旧蔵面の一つで、一部剥落した彩色の下に「^一り観世座小ヘシの写／^一」井関八曲斎七十四の年／「^一也」の墨書が確認される。この面の作者、井関八曲斎については、従来、慶長期に活動した井関次郎左衛門尉入道八曲と同人かと考えられている。すなわち、田邊三郎助氏「能面芸術の形成(下)」(『國華』一四三六号、平成二十七年、國華社)が、本面の作者について、前掲の『浅井・三田村氏系図』に「親政八曲」とあることを根拠に、篠山能楽資料館の永祿元年(一五五八)の銘にある「井関親政」と同人である可能性を示唆し、井関八曲斎の活動期を永祿から慶長期と推測されている。しかしながら、右の小癪見面の墨書銘の筆跡が、前述の近江女面の墨書銘と酷似する点に注意されよう。観世座の本面を写したとある点も共通し、小癪見面の作者、井関八曲斎は先の井関彦次郎と同人の可能性がかなり高いのではなからうか。井関彦次郎が七十四歳の井関八曲斎に代わって墨書銘を認めた可能性もないわけではないが、現実的には墨書銘は本人が記したものと見るべきであらう。彩色層に隠れていて判読が不可能な墨書銘の部分は、近江女面と同じく、「江戸大納言様より」「被 仰付候間」などと書かれていたものと推測され、銘記の文面にも共通点が認められる。その井関彦次郎作の近江女面には正保二年の銘

がある。一方の井関八曲斎には年記が確認できないが、「八曲斎」の名は晩年の名乗りと思しく、しかも小癪見面には七十四歳の作であることが明記されているから、近江女面が制作された正保二年を大きく下った時期の制作と見るのが妥当であろう。すなわち、井関八曲斎の小癪見面は、田邊氏が推測されたような慶長頃の作ではないことになり、井関八曲を名乗る人物にも、慶長期の八曲と、正保以後に活動した八曲斎との少なくとも二人がいたことになるのである。前者の八曲が天正から慶長期に活動した井関次郎左衛門家政と同人の可能性があることは、「二、井関上総守以後の系譜」で述べた通りであるが、後者の井関八曲斎は井関次郎左衛門家政の次の世代にあたる人物で、その晩年に家政の名乗りである八曲を襲名したものと推測される。しかしながら、その井関彦次郎（八曲）が井関家の系図のどこに位置するのか、また、井関彦次郎の系統がいつ頃まで能面制作に携わっていたのかは、全く明らかではないのである。

最後に、能面制作史における面打井関家の位置付けについて触れ、本稿の結びとしたい。本稿の末尾に「面打井関家作例一覧」を掲載し、管見に入った井関家の作例をすべて掲げておいた。ここには墨書銘や刻銘によって井関家の面打の作と知られるもののみを挙げており、井関河内の焼印のみがある作例については除外したが、それでも七十六例もの作例を挙げることが出来る。しかも、その作者として見える人物は、井関親信・親政・備中守・河内のほか、かなりの数に上っており、また、「イセキ」とのみあって、作者名が明確でないものも少なからず含まれている。戦国期から江戸初期にかけて、井関家の系統が、能面制作の一大勢力であったこと、その勢力は越前出目の系統を優に圧倒するものであったことが知られよう。さらに注目されるのは、その井関が制作した能面に、いくつかの「型」の存在が窺われる点である。

面打井関家の初代と目される井関上総守親信の唯一の現存作例が、土佐神社に所蔵される尉面であることは先述の

通りであるが、これと同じタイプの尉面が井関家の作例に多く見られることが、見市泰男氏「能面考(七)」(『観世』六十七巻七号、平成十二年)に報告されている。すなわち、竹生島宝厳寺・松井文庫に所蔵されている尉面がそれで、前者には「大光作」と「 $\boxtimes$ 」の刻銘が、後者には「イセキ◇」の刻銘があり、現行の小尉面に近い表情ながら、皺の形状などに共通した特徴があることから、見市氏はこれを「井関型尉」と名付けている。伊賀上野市紺屋町蔵の役行者面として用いられている「イセキ」作の尉面も、これと同型の面といつてよく、このことは、井関家において同型の尉面の写しが作られ、「型」の踏襲が行われていた事実を示しているよう。もともと、右の尉面を「井関型尉」と見てよいかどうかについては疑問も残る。というのも、野田神社蔵の「天下一近江」の焼印がある小尉、魚町能楽会蔵の「天下一友閑」の焼印がある小尉、同所蔵の出目洞雲の作者銘のある小尉など、出目姓の面打の作例にも、同型の尉面が少なからず確認されるからである。しかも、出目洞雲作の小尉面には「金春家之面／小尉／出目洞雲写之／庸隆(花押)」と金泥書があり、「金春家之面」の写しである由が記されている。以上を踏まえるならば、このタイプの尉面は「井関型尉」というよりは、むしろ金春家の本面を本歌にしたもので、「金春型尉」と名付けらるべきもの、ということになるう。

そこで想起されるのが、菅江真澄『月の出羽路』に見える、「江州大吉寺四位中納言」が「今春座」の「水トヒテ」を写したという飛出面の存在である。この「四位中納言」が西坊幸賢の誤読で、すなわち井関親信の四男、大光坊幸賢を指しているらしいことは先述の通りであるが、右の墨書銘は、その大光坊が金春家の大飛出面の写しを制作したことを示唆している。さらに、関戸氏旧蔵の大光坊作の小面も、何に拠ったものかは不明ながら、「金春小面ウツシ」として紹介されており、やはり金春家の本面を写したものである可能性がある。このことは、井関家の面打が既に天文年間に金春家の本面に基づく写し面の制作を盛んに行っていた事実を物語っている。そして、享祿元年の

年記を有する井関親信作の尉面が、金春型尉と同型であるのも、同じく金春家の面を写したものである可能性が考えられる。その型を後代の井関家の面打が踏襲していることは、面打井関家において「写しの制作」がきわめて重要な技法として伝えられていた可能性を示唆するのである。

アダム・ゾーリンジャー氏は、祐徳稲荷神社蔵の鹿島鍋島藩伝来『能面切型図』に所収の三十四面の切型図を考察し、そのうち特徴的な造形を示す増髪・喝食・橋姫・三日月・深沙の五面について、これと酷似する作例がいずれも井関家の人物によって作られたものであることを指摘している（『佐賀鍋島の伝世史料からみた「大名面」の制作と蒐集の実態』平成二十二年、風間書房）。その『能面切型図』の成立背景や年代についてはこれまで全く明らかにされておらず、切型図の記述がきわめて詳細であることから、一見したところ、写しの制作技術が確立した江戸期の資料のようにも思われるが、切型図のモデルとなった能面の所在として「今春太夫」「観世太夫」「大和金剛太夫」のほか、「山階坐」「大和国十二太夫」など、江戸初期にはすでに廃絶していたと見られる座の名前が挙がっている点が注目される。こうした点をも考慮に入れるならば、原本は少なくとも江戸初期以前の成立と見るべきであろう。しかも、その中には「江州南猿楽」「山階坐」といった近江の猿楽座の名が見え、また、ゾーリンジャー氏が指摘したように、井関家の作例と共通する面が少なからず含まれることから、その原本は井関家の面打の間で伝えられたものである可能性が想定されるのである。「橋姫」についての記述の中に「本面小弼殿二有」と見える「少弼殿」が誰であるのかは不明であるが、戦国期の江南の守護大名六角定頼が弾正少弼を名乗っており、同人の可能性もあろう。井関家が所属していた江北の浅井氏と江南の六角氏とは敵対関係にあったが、天文二十二年（一五五三）に浅井久政と六角義賢（定頼の子）との間で和議が進められ、久政が六角義賢に臣従する形で講和が成立した。浅井久政の嫡男長政は、六角義賢から偏諱を賜って賢政と名乗り、六角氏の家臣平井定武の娘を妻としている。その後、浅井氏の六角氏への従属

は永禄三年（一五六〇）まで続くが、このような両者の関係の中で、六角氏が所持する能面の情報が江北の井関氏のものにもたらされたことは十分に考えられよう。以上の点から、私は『能面切型図』の原本が、戦国期の井関家の人物によって書かれたものであると見たいのである。時代は下るが、『細川家史料』所収の細川忠利書状の中に、永井信濃守所持の小面の写しを井関が制作し、大変見事な出来栄であったことが記されている。そこには「きりかた」などの文字も見え、切型を用いて写しが制作されていた様子が窺えるが、天文期の段階で既に金春家の写し面の制作を行っていた井関家の工房では、このような切型を用いた精巧な写しの技術が早くに確立されていた可能性があろう。写しの制作は、江戸期に入ると能面制作の最も重要な技法となるが、その技法の成立に井関家が深くかかわっていたことも想像され、能面制作史において、井関家がきわめて重要な役割を果たしていたことを窺わせるのである。

戦国期から江戸初期にかけて膨大な作品を生み出した井関家は、江戸前期に入ると能面制作をぱたりと止めてしまう。井関河内の子供達が面打から医業に転身しただけでなく、井関次郎左衛門の系統も、寛文・延宝以後は、全く能面の作例を遺していない。加越能文庫蔵『御歴代御書写』に、貞享四年（一六八七）三月二十二日、加賀前田藩の細工人「伊関新兵衛」が五俵二斗を増された由が見え、この「伊関新兵衛」は『大野出目家伝書』に「面細工せし人」として見える「井関河内甥」の「新兵衛〔鞍打〕」のことかと思われるから、延宝以後も全く能面を手掛けなかったわけではないようだが、その勢力は、江戸期、世襲面打家として多くの分家・弟子家を派生し、能面制作の一大勢力となった出目家とは比ぶべくもなかった。なぜそうなったのか。その明確な答えを私はまだ見出せていない。それについては今後の課題とし、ここでひとまず面打井関家についての考察を終えることにしたい。なお、本稿の末尾に、参考資料として『面打井関家作例一覧』と『面打井関家年表』とを掲げる。前者は銘記・刻銘によって井関家の作と判明する作例の全てを掲げたもので、一部未見のものも含むが、それらについても先行論文や図録等に基づいて銘記

の情報を書き記しておいた(奉納者の銘記は省略)。集録にあたつては、田邊三郎助氏・斎藤望氏・後藤淑氏等の先行研究に多くを拠っている。また、福井県立歴史博物館蔵焼は福岡市立博物館編『能のかたち』(平成二十四年、同館)、平泉寺白山神社蔵翁は保田紹雲氏の御教示によつて、その存在を知つたものである。

注

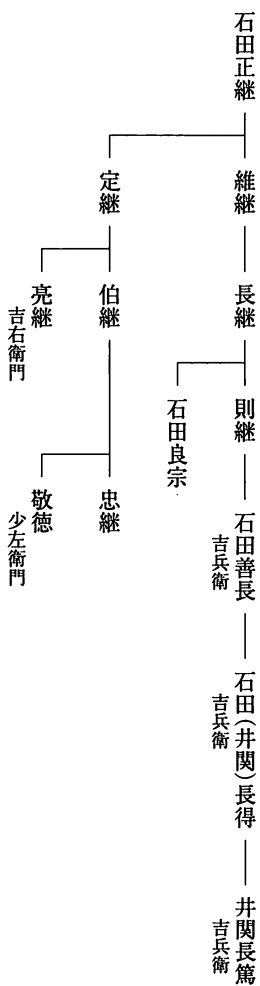
(一) 面打井関家の作例と同じく、井関家の作になる鞍にも「◇」の刻銘が見られることは、『鞍打印形』等の資料から知られるが、この細工印を刻む鞍の実作例は報告されていないようである。架蔵『辻左仲由緒之略』には、井関家の花押と刻銘を転記した傍らに「天正ノ時カ、革ノ内ニヒシ在」と見え、「◇」の刻銘は鞍皮の下に隠れているようであり、今後そこから井関家の刻銘が新たに発見される可能性に期待したい。なお、同書は井関家について「元来面シノ家也」とするが、『鞍打印形』等には、大永頃とされる井関家の鞍の存在が言及されており、鞍打としての活動の方が先行するものと、今のところ考えておきたい。

(二) 鞍打井関家の系統には、他に井関半次郎を名乗る家系もあった。山口県文書館毛利家文庫『譜録』は、後に萩藩毛利家に仕えることになった同家の由緒書で、初代は井関十兵衛刑部入道道種といい、近江国の出身で、関白豊臣秀次から「白」の字を頂戴し、白誠と名を改め、秀次の御奉書によつて毛利家に鞍打として召し出されたという。井関十兵衛という名乗りからは、井関十兵衛家久・十兵衛家重との関係も予想されるが、両者の関わりを示す資料はいまだ見出せていない。

(三) 井関十兵衛作の銘記を有する面には、ほかにポストン美術館蔵賢徳面もある。この面は未見であるが、『ポストン美術館日本美術調査目録』(平成九年、講談社)の解説によると、「井関十兵衛作」の墨書、鼻付根部分に「△」の刻銘があるといい、「井関河内とは別に桃山時代の近江で制作していたと思われる十兵衛の作で、彼の作品は他に2、3知られている」と解説されている。すなわち、慶長二年、井関十兵衛作の大飛出面と同一人物の作と思しき作例であり、鼻付根部分

に「△」の刻銘があるという点は、「井 △」の刻銘がある馬野正基氏藏狸々面との関係を物語るものであるが、未調査のため、井関備中守家久と同人の作かどうかは、後考に俟ちたい。

(四) この石田氏は近江坂田郡石田村の郷土で、後に豊臣秀吉に召し出された石田三成もその一族の出身である。後述の寛政七年『由緒書』には、井関家と姻戚関係を結んでいた石田家の系譜が挙がっているが、それによると、石田三成の父にあたる石田正継から数えて五代目の子孫の石田吉兵衛善長が井関河内の娘「万」の夫にあたり、その子吉兵衛長得は井関常立(井関河内の息子)の門弟となつて医道を学び、後に井関姓に改めている。『由緒書』に基づき、石田家の系図を示すと以下の如くである。



注目されるのは、石田正継から数えて四代目に石田敬徳の名があり、そこに「五太夫、又少左衛門ト称ス、後改友雪」と注記が見えることである。この人物は言うまでもなく、観世黒雪の弟子で、元和卯月本の刊行で知られる石田少左衛門友雪その人であろう。天野文雄氏「光悦と能」(特別展 光悦と能、平成十一年、MOA美術館)が指摘するように、石田友雪は幼少時を近江海津で過ごし、寛永八年には、海津天神社に「三十六歌仙扁額」を奉納しているが、友雪が海津に住んでいたのも、浅井氏の没落によって石田村から逃れてきた可能性があろう。『由緒書』は、その敬徳の子「某」にも言及し、「父子トモ無比能書、歌仙筆書也」と注記するが、この人物は謠本をも残している石田松雪斎了進か石田松玄斎

盛直のことであろうか。松雪斎了進は友雪の子ではなく、弟であったが、「三十六歌仙扁額」では兄友雪とともに揮毫しており、友雪の子と誤認された可能性はあろう。なお、『由緒書』には、石田善長の父石田吉兵衛則継が、村上周防守に仕える石田吉右衛門亮繼の養子となったが、亮繼の急死のため、家督を相続しなかったことが見えるが、その記述の中に「吉右衛門自筆之謄本一冊」を今に所持する、とあって、吉右衛門亮繼が謄本の書写を行っていたことが知られる。右の系図によれば、吉右衛門は石田友雪の叔父にあたり、石田家と謡との関わりの前史を窺わせるものとして注目される。『由緒書』が伝える石田友雪の「敬徳」「五太夫」という名乗りについては、これまでのところ、他の資料で確認されおらず、詳細は不明である。

(五) 浅井氏の滅亡後に故地を離れ、武器の制作に携わっていたものに、浅井重兵衛なる人物もいる。『甲冑・鎧・刀装具』(平成九年、石川県立歴史博物館)所載の『先祖由緒帳并一類附帳』によると、加賀藩お抱えの甲冑師浅井伝太郎の先祖は浅井重兵衛勝光といい、浅井長政の従弟であったが、戦場で負傷し身体が不自由になったため、鍛冶細工に携わったという。浅井氏滅亡後に甲冑師として上杉謙信に抱えられ、謙信の没後は京都に住んで、徳川家の細工御用を勤め、その後、加賀前田家に抱えられたとある。

(六) 海津西浜の青光院は同寺に伝わる縁起『源智山真照寺青光院略縁起』によると、関ヶ原合戦の際に焼失し、荒廃していたところ、僅かに残った六斎堂に祀られている地藏菩薩を信仰していた「井関十兵衛家重」が、地藏菩薩の加護により、徳川家綱の子息の眼病を見事治療して数々の褒美を賜り、井関河内守の許しを受けたことに感謝して堂舎を寄進したのに始まるという。すなわち、青光院は井関河内によって再興された寺ということになるが、右に眼病の治療の一件が記されていることから、河内の息子井関玄説(医師)との混同が疑われよう。実際、『源智山真照寺青光院略縁起』には、随所に貼紙による訂正が見られ、貼紙以前の本文には、「井関河内ハ法眼の二字の官位を許され」と、井関河内が褒美によって法眼位を許されて、井関玄説法眼と名を改めた、とあり、井関河内家重とその子玄説との混同が認められる。結論から言えば、青光院を再興したのは井関玄説であり、『海津村郷土誌』にも「現今ノ本堂ハ元禄五年、井関法眼ノ再興セシモ

ノナリ」とあり、享保九年『明細帳』にも「当寺大施主 江戸ニ而 井関玄說法眼」とある。その再興以前の寺号が真照寺で、井関玄説が同寺を再興するにあたり、父河内の戒名を取って、青光院と寺号を改めたものと見られる。

(付記)

本稿は科学研究費補助金基盤(B)「能・狂言面の創出と派生に関する学際的研究」(課題番号23320056、2011～2014年度、研究代表者・大谷節子)による研究成果の一部である。

〔面打井関家作例一覽〕

- 1 土佐神社藏尉(彩色下墨書銘「江州坂田北郡／住人井関「上総守」／源 親信作也／于時享「禄」元年／八月十六日」)
- 2 篠山能楽資料館藏般若(面裏鼻上部刻銘「◇」。彩色下墨書銘「江州北郡住／井関親政作」「永禄元年壬六月吉日」)
- 3 柏原町八幡神社藏尉面(面裏額部分刻銘「江北大光作 ㊦」、彩色下墨書銘「江州北郡大吉寺西之坊住持／惠鎮(花押)」「衆人(梵字タラク)愛敬」)
- 4 片山能楽保存財団藏飛出面(面裏刻銘「江北大光作 ㊦」、彩色下墨書銘「江州北郡大吉寺西之坊幸賢作／四十七歳ノ造也」「于時弘治參年十一月十三日」)
- 5 本村井神社藏毘沙門面(面裏朱漆書銘「江州浅井郡大吉寺住／西ノ坊／惠久法印作／毘沙門／六十四歳時／於不動山／天正二年三月五日」)
- 6 黒川能上座藏黒髭(面裏朱漆銘「井関／クロヒケ／次之介作」)
- 7 黒川能上座藏鷹(面裏朱漆銘「井関／タカノオモテ／次之介作」)
- 8 河村隆司氏旧藏天神(面裏朱漆銘「井関／テンジン／次之介作」)
- 9 福岡市博物館藏大飛出(面裏朱漆銘「井関／大とひて／備中守作」)

- 10 茂山千五郎家藏白藏主(面裏朱漆銘「井関／備中守作」)
- 11 壬生寺藏閻魔面(面裏墨書銘「文祿參年／井関東悦／參月拾五日」)
- 12 松尾神社藏尉面(面裏墨書銘「井／宗悦(花押)／関」)
- 13 某所藏大飛出(彩色下墨書銘「江州北郡／井関十兵□／慶長二年／正月吉日／大□□」)
- 14 藥菜神社藏大癩見(面裏墨書銘「井関備中守作／大ヘシ(花押)／慶長三年六月日」)
- 15 黒川能上座藏橋姫(面裏墨書銘「井関備中守作／ハシヒメ(花押)／慶長十三年三月日」)
- 16 ステファン・E・マーヴィン氏藏大喝食(面裏朱漆銘「井関備中守作／カツシキヲモテ(花押)／三月吉日」)
- 17 ボストン美術館藏尉(面裏墨書銘「井関十兵衛作」、面裏鼻上部に刻銘「△」)
- 18 馬野正基氏藏猊々(面裏額鼻部刻銘「井」「△」)
- 19 宝蔵寺藏小尉(面裏額鼻部刻銘「大光作」「×」)
- 20 多賀大社藏茗荷悪尉(面裏額部分刻銘「井 ×」)
- 21 福井県立歴史博物館藏姥(面裏額部分刻銘「井 ×」)
- 22 東京国立博物館藏宝来女(面裏額部分刻銘「井関大光坊作」)
- 23 日坂春日神社藏般若(彩色下墨書銘「江北住人」「山健齋(花押)／」)
- 24 須受八幡宮藏蛙(面裏刻銘「イセキ◇」、彩色下墨書銘「江州坂田北郡住人／井関□也」)
- 25 鍔仙会藏曲見(面裏墨書銘「井関／家政／直之」)
- 26 福岡市立博物館藏近江女面(彩色下墨書銘「武州江戸大納言様より觀世家の／あふミ女のうつし被 仰付候間、もう／たうほとも
ちかへす、於京都／井関彦次郎是ヲうつす也」「正保二年／午五月吉日」)
- 27 根来寺藏小癩見(彩色下墨書銘「」 「り觀世座小ヘシの写／」「井関八曲齋七十四の年／」「也」)
- 28 魚町能楽会藏小面(面裏金泥書銘「寛永乙亥／今春本面／井関写／家重(花押)」)

- 29 魚町能楽会藏大癩見(面裏朱漆書銘「行年七十三歳／源家重(花押)」、焼印「天下一河内」)
- 30 某所藏曲見(彩色下墨書銘「武州於江戸／寛永十六年二月吉日／井関河内大掾／源家重」、焼印「天下一河内」)
- 31 福岡市博物館藏深井(彩色下墨書銘「武州江戸ニテ／正保四年八月吉日／井関河内大拯 源家重作」)
- 32 佐野美術館藏邯鄲男(彩色下墨書銘「正保四年」「一」河内大拯／源家重作)
- 33 東湖八坂神社藏小尉(彩色下墨書銘「武州江戸ニテ／慶安四年式月吉日／井関河内拯／源家重作」、焼印「天下一河内」)
- 34 鍊仙会藏小面(彩色下墨書銘「慶安五年／卯月十五日／城州於京都／井関河内大拯／源家重作」)
- 35 宝生会藏顰(面裏額鼻部分刻銘「イ」◇、「面裏両端刻銘「井関出雲守」「寄進」)
- 36 福岡市立博物館藏白藏主(面裏額部分刻銘「井関／次左作」◇)
- 37 篠山能楽資料館藏大飛出(面裏鼻奥刻銘「◇」)
- 38 宇佐神宮藏白色尉(面裏鼻中央部刻銘「◇」)
- 39 野村美術館藏小天神(面裏鼻中央部刻銘「◇」。「◇」の刻銘を埋めて「赤鶴」と朱書きする)
- 40 長瀧白山神社藏喝食(面裏鼻上部刻銘「◇」。次の靈女と同じ作者か)
- 41 ペルン歴史博物館藏靈女(面裏鼻上部刻銘「◇」)
- 42 平泉寺白山神社藏白色尉・黒色尉(面裏刻銘「◇」)
- 43 関春日神社藏靈男(面裏額部分刻銘「イセキ◇」)
- 44 日坂春日神社藏飛出(面裏額部分刻銘「イセキ◇」)
- 45 エッセン民族博物館藏白藏主(面裏額部分刻銘「イセキ ◇」)
- 46 ステファン・E・マーヴィン氏藏今若(面裏額部分刻銘「イセキ◇」。次の邯鄲男と同じ作者か)
- 47 長崎諏訪神社藏邯鄲男(面裏額部分刻銘「イセキ◇」)
- 48 栗谷能夫氏藏平太(面裏額鼻部分刻銘「イセキ◇」)

- 49 敦賀市気比神宮藏朝倉尉(面裏額鼻部分刻銘「イセキ ◇」)
- 50 伊賀上野市紺屋町藏尉(役行者)(面裏刻銘額鼻部分刻銘「イセキ ◇」)
- 51 茂山忠三郎家藏猿(面裏額部分刻銘「イセキ ◇」)
- 52 野村美術館藏姥(面裏額部分刻銘「イセキ ◇(花押)」)。次の若女・若男・朝倉尉と同一花押。同じ作者か)
- 53 生面神社藏若女(面裏額部分刻銘「イセキ ◇(花押)」)
- 54 金桜神社藏若男(面裏額部分刻銘「イセキ ◇(花押)」)
- 55 某所藏朝倉尉(面裏額部分刻銘「イセキ ◇(花押)」)。内藤泰二氏『観る』による)
- 56 魚町能楽会藏賢徳(面裏鼻部刻銘「◇」)
- 57 多賀大社藏三日月(面裏額部分刻銘「イセキ ◇(休心)」)
- 58 金桜神社藏増髪(面裏鼻部刻銘「イセキ ◇」。左端部の彩色下に墨書銘が確認される。次の橋姫と同じ作者か)
- 59 多賀大社藏姫(面裏鼻部分刻銘「イセキ ◇」)
- 60 松井文庫藏小尉(面裏額部分刻銘「イセキ ◇」)
- 61 日枝神社藏顰(面裏額部分刻銘「イセキ ◇」)
- 62 熊野本宮大社藏姥(面裏額鼻部分刻銘「イセキ ◇」)
- 63 那谷寺藏父尉(未見)
- 64 関春日神社藏若い女(面裏額部分刻銘「イセキ ◇」)
- 65 ポストン美術館藏眉顰(面裏刻銘「イセキ ◇」)
- 66 長浜市足柄神社藏茗荷悪尉(面裏額部分刻銘「イセキ ◇」)
- 67 長浜市足柄神社藏大天神(面裏額部分刻銘「イセキ ◇」)
- 68 篠山能楽資料館藏喝食(面裏額部分刻銘「イセキ ◇」)

- 69 国(文化庁)蔵黒色尉(面裏額部分刻銘「イセキ◇」)
- 70 泉屋博古館分館蔵泣増(面裏額鼻部刻銘「イセキ◇」)
- 71 善竹忠一郎家蔵通円(面裏額部分刻銘「イセキ◇」)
- 72 善竹忠一郎家蔵尼(面裏額部分刻銘「イセキ◇」)
- 73 オックスフォード大学ピット・リヴァース博物館蔵瘦男(面裏額部分刻銘「井関」)
- 74 菅生石部神社蔵白色尉(面裏刻銘「イセキ◇」)
- 75 菅生石部神社蔵増女(面裏刻銘「イセキ◇」)

【面打井関家年表】

- 享祿元年八月十六日 井関親信(上総守)、尉面を制作する(土佐神社蔵彩色下墨書銘)
- 天文十二年五月十九日 大光坊幸賢、春日神社本地仏の制作する(春日神社蔵本地仏足裏墨書銘)
- 弘治三年十一月十三日 大光坊幸賢(四十七歳)、飛出面を制作する(片山能楽保存財団蔵面彩色下墨書銘)
- 弘治四年正月二十九日 大光坊幸賢(四十八歳)、井関上総守四男、小面面を制作する(関戸氏旧蔵面彩色下墨書銘)
- 永祿元年閏六月 井関親政、般若面を制作する(能楽資料館蔵般若面彩色下墨書銘)
- 天正二年三月五日 大吉寺西之坊恵久法印、不動山において毘沙門面を制作する(本村井神社蔵毘沙門面朱漆書銘)
- 天正十六年二月 井関某、金貝蒔絵鞍を制作する(紀州東照宮蔵鞍墨書銘)
- 天正十七年六月 井関某、黒漆塗鞍を制作する(紀州東照宮蔵鞍墨書銘)
- 文祿三年三月十五日 井関東悦、閻魔面を制作する(壬生寺蔵面裏墨書)
- 慶長二年正月 井関十兵衛、大飛出面を制作する(個人蔵面裏墨書銘)
- 慶長三年六月 井関備中守、大癩見面を制作する(葉菜神社蔵面裏墨書銘)

慶長九年七月

慶長十年正月

慶長十三年三月

慶長十九年三月二十五日

元和四年十二月二十二日

寛永三年七月

寛永三年十二月九日

寛永三年十二月二十四日

寛永五年三月十五日

寛永五年八月六日

寛永五年十二月二十五日

寛永七年七月

寛永八年

寛永十年八月一日

寛永十年九月九日

寛永十一年

寛永十二年

寛永十六年二月

寛永十六年

寛永十八年五月五日

井関某、越前北庄において南蛮人蒔絵鞍を制作する(神戸市立博物館蔵鞍居木裏墨書銘)

井関次郎左衛門尉入道八曲作の獅子頭、伊夫岐神社に奉納さる(伊夫岐神社蔵獅子頭銅板銘)

井関備中守、橋姫面を制作する(黒川能上座蔵面裏墨書銘)

井関太郎二郎、多賀不動院別当の慈性に面の製作・彩色法を教える(慈性日記)

井関河内の息子玄説、近江海津に生る(墓碑銘)

井関某、籬菊蒔絵鞍を作る(高津古文化会館蔵鞍居木裏墨書銘)

井関備中守家久没(青光院過去帳)

井関河内、海津西浜の宗泉より屋敷を買得(鴻山文庫旧蔵「永代売渡申屋敷之事」)

江戸の井関二郎左衛門方に慈性参着(慈性日記)

井関太郎次、慈性より銀子を受け取る(慈性日記)

井関河内の先妻(桂田氏)没(青光院過去帳)

井関、永井信濃守所持小面の写しを制作する(永青文庫蔵細川三斎書状)

井関河内の息子玄説、江戸に來住(墓碑銘)

井関河内、出目源介とともに白書院外縁通にて將軍に御目見(酒井家本江戸幕府日記)

井関、白書院御縁にて將軍に御目見(酒井家本江戸幕府日記)

井関河内の娘万、江戸に生る(個人蔵「井関室人行状」)

井関河内、小面を制作する(魚町能楽会蔵面裏金泥書)

井関河内、江戸において曲見面を制作する(個人蔵面彩色下墨書)

井関万、父母とともに近江に帰国(個人蔵「井関室人行状」)

井関太郎二郎、江戸城白書院にて木地御鞍を進上し、大津惣代・将棋の役者とともに將軍に御目

寛永十九年五月五日

正保二年五月五日

正保二年五月

正保三年五月五日

正保四年八月

正保四年九月九日

正保四年某月

慶安元年五月五日

慶安元年九月九日

慶安二年五月五日

慶安三年九月九日

慶安四年四月

慶安五年四月十五日

明暦元年

見(酒井家本江戸幕府日記)

「井関父子」、江戸城白書院落縁にて碁打・将棋指・大津惣代とともに御目見(酒井家本江戸幕府日記)

「鞍打井関」、江戸城白書院にて碁打・将棋指・大津惣代とともに御目見(酒井家本江戸幕府日記)

井関彦次郎、江戸大納言の命により観世家の近江女の写しを制作する(福岡市立博物館蔵彩色下墨書銘)

井関河内、江戸城白書院にて碁打「三知」・大津町人惣代とともに御目見(酒井家本江戸幕府日記)

井関河内、江戸において深井面を制作する(福岡市立博物館蔵面彩色下墨書)

井関、江戸城白書院にて本阿弥らとともに御目見(酒井家本江戸幕府日記)

井関河内、邯鄲男面を制作する(佐野美術館蔵面彩色下墨書)

「鞍打井関」、江戸城白書院にて御目見(酒井家本江戸幕府日記)

「伊関河内」、紺屋五郎右衛門、碁・将棋さしとともに将軍に御目見(内閣文庫本御日記)

「井関太左衛門」、江戸城白書院落縁にて紺屋五郎右衛門・大津惣代とともに御目見(酒井家本江戸幕府日記)

井関、狩野右近らとともに江戸城白書院にて御目見(酒井家本江戸幕府日記)

井関河内、江戸において三光尉面を制作する(東湖八坂神社蔵面彩色下墨書)

井関河内、京都において小面を制作する(鎮仙会蔵面彩色下墨書)

井関河内、出目三十郎とともに江戸幕府の配当帳に名前が見える(金春宗家蔵『公儀・諸向 古

キ書附写集

明暦三年四月二十日

井関河内没（永運院過去帳・青光院過去帳）

明暦三年五月五日

鞍工の「伊関太郎次郎」、江戸城に参上（柳営日次記）

明暦三年十月三日

井関河内の息子井関次郎右衛門没（永運院過去帳・青光院過去帳）

明暦三年

この年頃の編と思われる五座能役者付に観世座の小鼓役者として井関次郎右衛門の名あり（観世

新九郎家文庫蔵明暦三年能役者付）

万治二年五月五日

「御鞍師 伊関二郎右衛門」、江戸城に参上（柳営日次記）

万治二年九月九日

井関次郎左衛門、江戸城に参上（柳営日次記）

万治三年五月五日

「鞍工 井関太郎次郎」、江戸城に参上。「御鞍督井関豊治郎」、白書院にて扶持を下され、御礼を

申し上る（柳営日次記）

寛文元年五月五日

「鞍工 井関治郎左衛門」、江戸城白書院疊縁にて將軍に御目見（柳営日次記）

寛文二年五月五日

井関次郎左衛門、江戸城黒書院にて將軍に御目見（柳営日次記）

寛文二年十一月二十三日

御細工頭井関与五郎、日光御供を仰せ付けらる（柳営日次記）

寛文三年正月二日

井関治郎左衛門、江戸城白書院板縁にて扶持を下さる（柳営日次記）

寛文四年五月五日

鞍打井関次郎右衛門、江戸城白書院にて將軍に御目見（柳営日次記）

寛文三年九月二十七日

井関河内の息子井関市之助没（永運院過去帳）

寛文十三年二月十一日

井関河内の後妻（坂本氏）没（永運院過去帳）

貞享四年三月二十二日

加賀前田藩の細工人「伊関新兵衛」、五俵二斗加増さる（加越能文庫蔵『御歴代御書写』）